

< もくじ >

I	計画の概要	1
1	計画策定の背景	1
(1)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行	1
(2)	障がい児支援サービスの一元化	1
(3)	障害者総合支援法施行3年後の見直し	2
(4)	第5期垂井町障がい福祉計画・第1期垂井町障がい児福祉計画の策定	3
2	計画の位置付け	4
(1)	計画の根拠	4
(2)	他計画との関連	4
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5
(1)	垂井町障がい者計画等作成審議委員会	5
(2)	垂井町障がい者自立支援協議会	5
(3)	ニーズの把握等	5
(4)	パブリックコメントの実施	5
5	計画の基本理念	6
(1)	基本理念	6
(2)	基本方針	6
II	障がい者などの状況	8
1	人口の推移	8
2	身体障害者手帳などの所持者	9
(1)	身体障害者手帳などの所持者数の推移	9
(2)	身体障がいのある人	10
(3)	知的障がいのある人	13
(4)	精神障がいのある人	14
(5)	難病患者	16
3	障害支援区分	17
(1)	障害支援区分の認定者	17
(2)	障害福祉サービス等支給決定者	18

Ⅲ	基本的な考え方	19
1	第4期計画の数値目標と実績	19
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
(2)	地域生活支援拠点等の整備	20
(3)	福祉施設から一般就労への移行等	20
2	本計画の数値目標	22
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	23
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	24
(3)	地域生活支援拠点等の整備	24
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	25
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	27
Ⅳ	障害福祉サービス等	29
1	障害福祉サービス等の種類	29
2	訪問系サービス	31
3	日中活動系サービス	34
(1)	生活介護	34
(2)	自立訓練	36
(3)	就労移行支援	37
(4)	就労継続支援A型	39
(5)	就労継続支援B型	40
(6)	就労定着支援	42
(7)	療養介護	42
(8)	短期入所	43
4	居住系サービス	46
(1)	自立生活援助	46
(2)	共同生活援助	46
(3)	施設入所支援	48
5	相談支援	50

V	地域生活支援事業	52
1	地域生活支援事業の種類	52
2	必須事業	53
(1)	理解促進研修・啓発事業	53
(2)	自発的活動支援事業	53
(3)	相談支援事業	54
(4)	成年後見制度利用支援事業	56
(5)	成年後見制度法人後見支援事業	56
(6)	意思疎通支援事業	57
(7)	日常生活用具給付等事業	59
(8)	手話奉仕員養成研修事業	60
(9)	移動支援事業	61
(10)	地域活動支援センター	61
3	その他事業	63
(1)	訪問入浴サービス事業	63
(2)	日中一時支援事業	63
(3)	社会参加促進事業	65
VI	障がい児支援サービス	66
1	障がい児支援サービスの種類	66
2	障害児通所支援	66
(1)	児童発達支援	66
(2)	放課後等デイサービス	68
(3)	保育所等訪問支援	70
(4)	居宅訪問型児童発達支援	70
3	障害児相談支援	71
4	子ども・子育て支援	72
(1)	保育所等の障がいのある児童の受け入れ	72
(2)	放課後等健全育成事業の障がい児の受け入れ	72

VII	計画の推進	73
1	計画の推進体制	73
(1)	垂井町障がい者自立支援協議会	73
(2)	庁内体制	73
(3)	PDCAサイクルの活用	73
2	計画の広報と地域福祉の推進	74
3	関係機関等との連携	74
資料		75
1	計画策定経過	75
2	垂井町障がい者計画等作成審議委員会名簿	76

本町では、「障害」「障害者」の表記を「障がい」「障がいのある人」などと表記することを基本としています。ただし、法令等に規定されている用語や名称、団体・機関等の固有名称については、「障害」「障害者」の表記を用います。

表紙写真：デイセンターあゆみの家の仲間の作品です。

I 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行

平成12年の社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者福祉サービスについては、利用者本位の制度とするため、これまでの「措置制度」にかわり、障がい者自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する「支援費制度」が平成15年4月から導入されました。これにより、ホームヘルプサービスやグループホームなどの居宅サービスの利用が飛躍的に伸びました。これは、制度が周知されるとともに、それまでサービスを利用することができなかった知的障がい者や障がい児を中心に、多くの障がい者がサービスを利用できるようになったことなどが要因と考えられます。このように、支援費制度により、障がい者の地域生活支援は大きく前進したといえます。

一方、サービス費用の増大による制度の維持困難、支援費制度の対象となっていない精神障がい者に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活や就労支援といった新たな課題への対応など、支援費制度には解決すべきさまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障がい者が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障がい保健福祉施策の各種の抜本的な見直しを行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

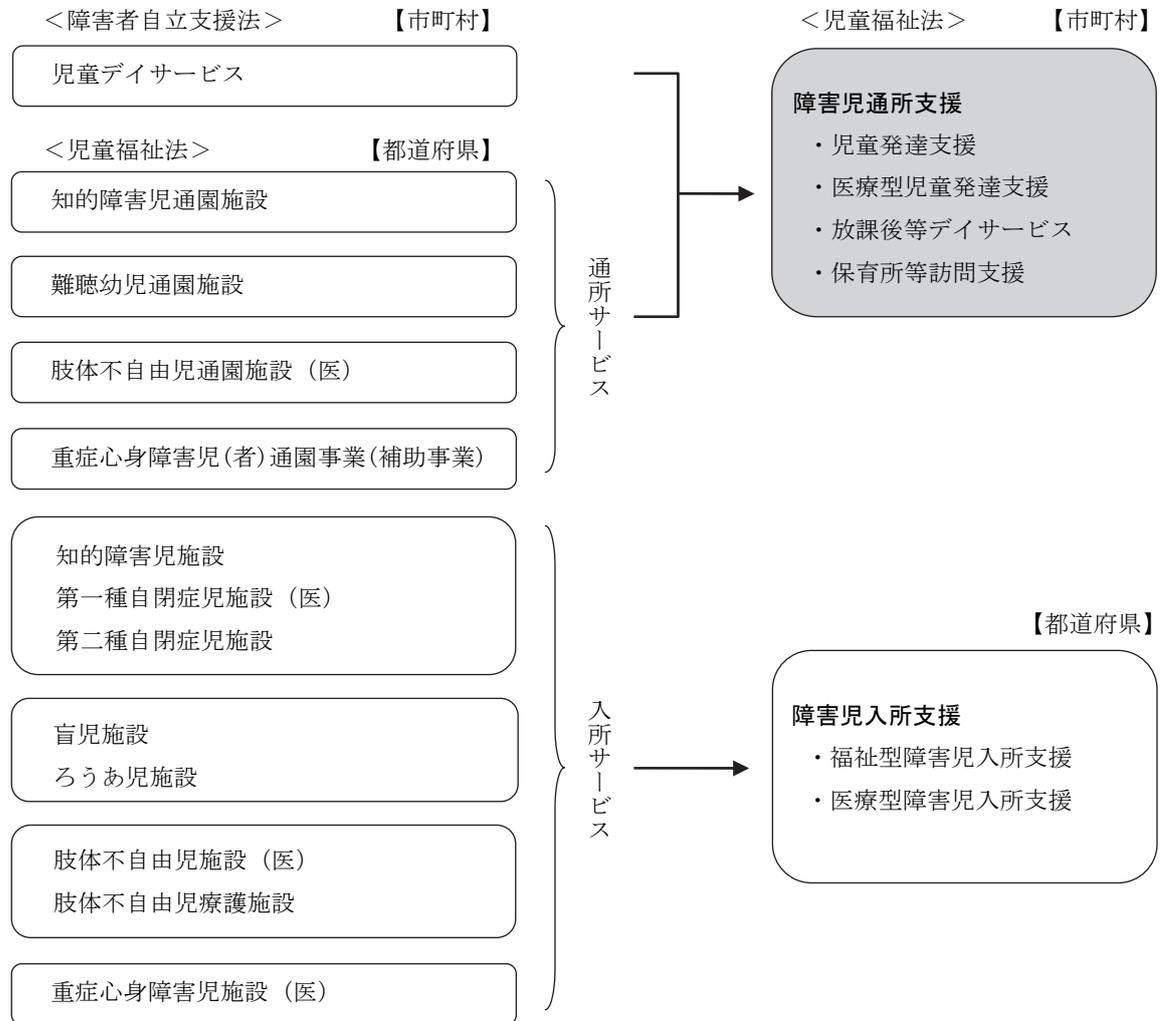
その後、「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行による利用者負担の見直し、相談支援の充実等を経て、平成25年度、障害者自立支援法は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」として改正されました。

(2) 障がい児支援サービスの一元化

平成23年5月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により障害者自立支援法・児童福祉法が改正され、障害者自立支援法へ移行していた障がい児福祉の部分が児童福祉法へと戻されました。そして、平成24年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害

児施設等の障がい種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」に一元化されました。

図表 1-1 障害児施設・事業の一元化イメージ



（注）（医）とあるのは、医療の提供を行っているもの。

(3) 障害者総合支援法施行 3 年後の見直し

平成25年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていました。

平成27年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。この改正により市町村及び都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。見直しの概要は次のとおりです。

◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

（平成 28 年 5 月 25 日成立・同年 6 月 3 日公布）

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
- (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
- (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
- (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
- (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
- (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日：平成 30 年 4 月 1 日（2. (3)については公布の日（平成 28 年 6 月 3 日））

(4) 第 5 期垂井町障がい福祉計画・第 1 期垂井町障がい児福祉計画の策定

本町においては、平成19年度に「垂井町障害福祉計画（第 1 期計画）」を策定しました。その後は 3 年ごとに計画の見直しを行い、平成26年度には「第 4 期垂井町障がい福祉計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）」を策定し、障害福祉サービスや地域生活支援事業が身近な地域において提供されるよう、計画的に推進してきました。第 4 期計画は平成29年度に目標年度を迎えることから、第 4 期計画の実績、障がい者等のニーズを踏まえて、平成30年度～平成32年度を計画期間とする「第 5 期垂井町障がい福祉計画（計画期間：平成30年度～平成32年度）」を策定しました。

また、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。本町においては第 4 期の計画にわたり障害児通所支援等の提供体制の整備について定めていたことから、「第 5 期垂井町障がい福祉計画」と「第 1 期垂井町障がい児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

2 計画の位置づけ

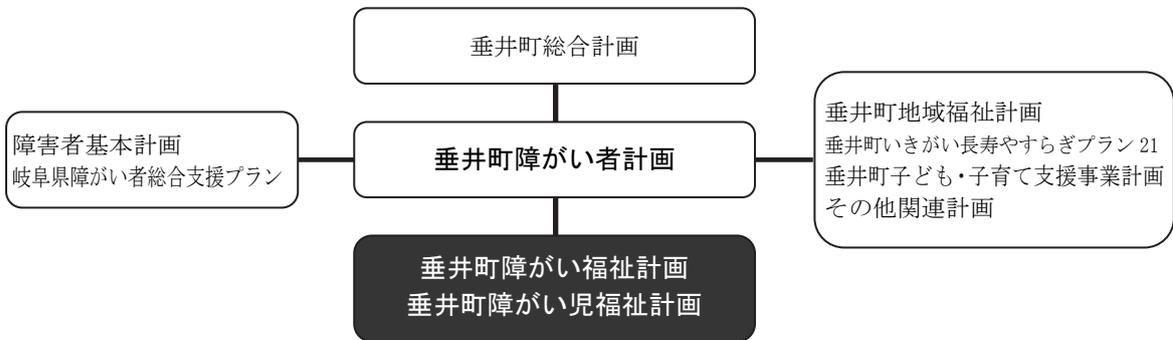
(1) 計画の根拠

この計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

(2) 他計画との関連

この計画は、「垂井町総合計画」及び「垂井町障がい者計画」を上位計画とし、「垂井町地域福祉計画」「垂井町いきがい長寿やすらぎプラン21」「垂井町子ども・子育て支援事業計画」など障がいのある人の福祉に関する事項を定める計画と整合性を図り策定しました。

図表 1-2 他計画との関連



3 計画の期間

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、この計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間です。

図表 1-3 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の計画期間

区 分	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)	H32 年度 (2020)	H33 年度 (2021)	H34 年度 (2022)	H35 年度 (2023)	H36 年度 (2024)	H37 年度 (2025)	H38 年度 (2026)
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第4期障がい福祉計画 (平成27～29年度)		見直し	第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画 (平成30～32年度)		見直し	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画 (平成33～35年度)		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画 (平成36～38年度)			
障がい者計画	第2次計画 (平成24～28年度)		見直し	第3次計画 (平成29～32年度)			見直し	第4次計画 (平成33～38年度)				

なお、次期計画（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）については、障がい者計画と同時に見直しを行い、一体的に計画を策定します。

4 計画の策定体制

(1) 垂井町障がい者計画等作成審議委員会

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、障がいのある人の団体の代表、医療・福祉・就労関係などに従事する専門家、有識者などから成る「垂井町障がい者計画等作成審議委員会」において計画を審議しました。

(2) 垂井町障がい者自立支援協議会

垂井町障がい者自立支援協議会において、計画案の説明を行うとともに、それに対する意見・要望等を聴取しました。

(3) ニーズの把握等

平成27年度に実施した「第3次垂井町障がい者計画」策定のためのアンケート、当事者団体・サービス事業者調査を活用して、障害福祉サービス、障害児通所支援等のニーズを把握するとともに、サービスの見込みと確保策等の施策検討を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

平成30年1月に本計画の素案を公表し、ホームページへの掲載や窓口での閲覧により、市民の意見を募り、計画に反映させることに努めました。

5 計画の基本的理念

(1) 基本理念

地域ぐるみで支えあう町づくり

垂井町では、「第3次垂井町障がい者計画」の中で「地域ぐるみで支えあう町づくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も地域で支え合い暮らし続けることができるまちを目指しています。

本計画においても上位計画である「第3次垂井町障がい者計画」の基本理念を踏襲し、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえながら、次の5項目を基本方針とします。

(2) 基本方針

① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

町を基本的な実施主体とし、障がい者等に対する障害福祉サービス等提供体制の充実を図ります。

③ 地域生活移行、地域生活の継続、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

特に、障がい者等の高齢化・重度化、親亡き後を見据えて、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなどの機能強化を図ります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組、医療的ケア児が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等を計画的に推進します。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援および障害児相談支援については町を、障害児入所支援については県を実施主体の基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

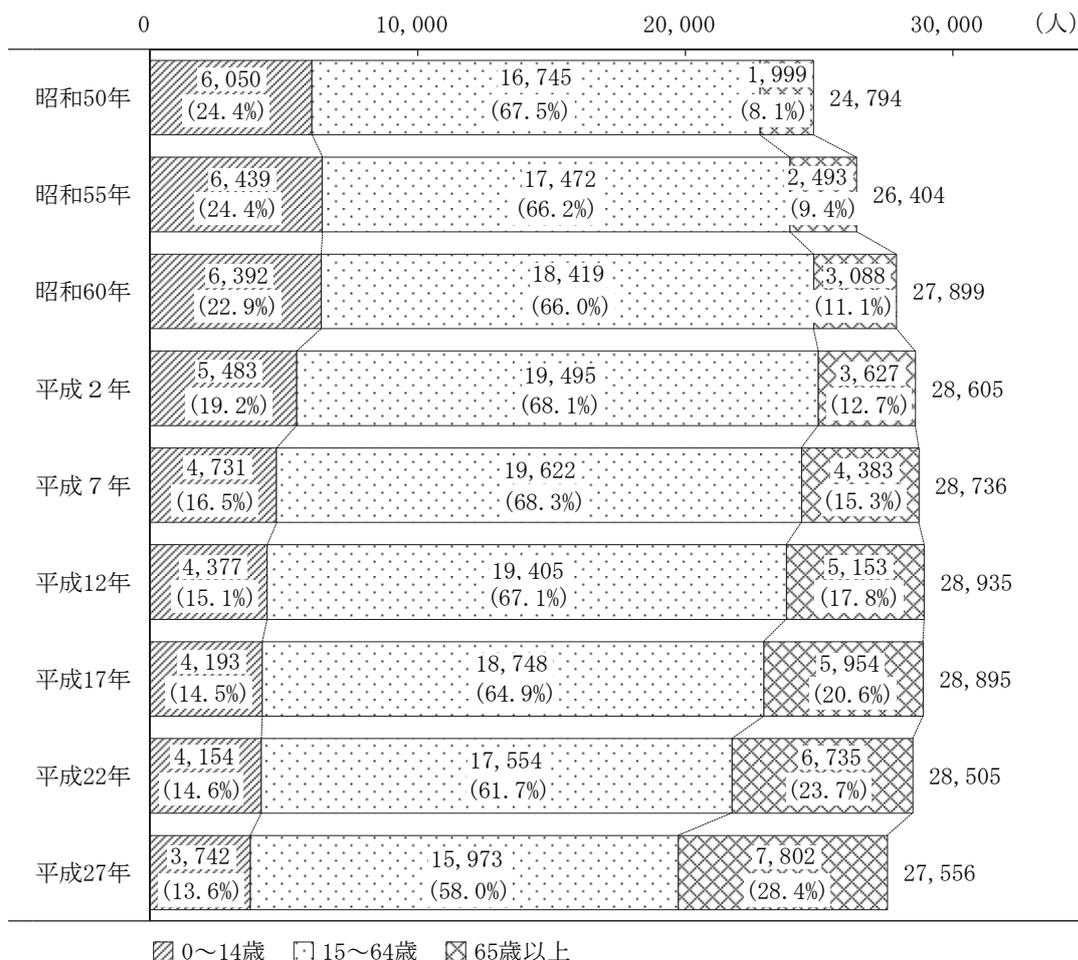
Ⅱ 障がい者などの状況

1 人口の推移

平成27年の国勢調査によると、本町の総人口は27,556人です。平成12年までは増加していましたが、平成17年以降は減少に転じています。減少数は平成12年から平成17年が40人、平成17年から平成22年は390人、平成22年から平成27年は949人と、減少数が年々増加しています。

年齢3区分にみると、0～14歳の年少人口はピークである昭和55年から2,697人（41.9%）減少し、総人口に占める割合は24.4%から13.6%に低下しています。65歳以上の高齢者人口は昭和55年以降増加を続け、平成27年は昭和50年の4倍近くとなり、総人口に占める割合（高齢化率）は28.4%となっています（図表2-1）。

図表2-1 人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳を含む。

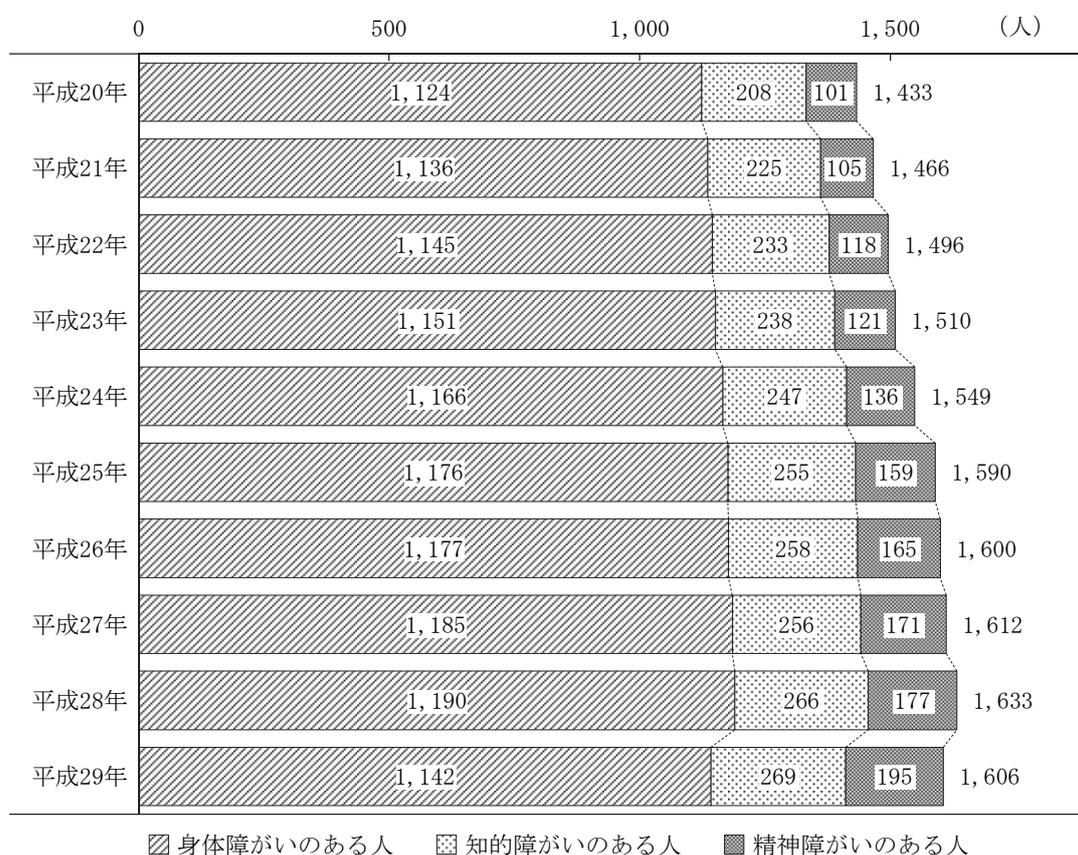
資料：国勢調査

2 身体障害者手帳などの所持者

(1) 身体障害者手帳などの所持者数の推移

平成29年3月末日現在、障害者手帳を所持している人の総数は1,606人です。平成28年までは増加していましたが、平成29年は平成28年から27人（1.7%）減少しました。平成29年を手帳の種類別にみると、身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）が1,142人、知的障がいのある人（療育手帳所持者）が269人、精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）が195人となっています（図表2-2）。複数の障がいをあわせもつ人がいるため、合計が単純に障がい者数にはなりません。住民の5.8%、つまり約17人に1人が何らかの障がいを有していることになります。

図表2-2 障がい種別ごとの障がい者数の推移



資料：身体障害者更生相談所、県障がい福祉課、西濃保健所（各年3月末日現在）

平成23年からの6年間でみると、障害者手帳を所持している人の総数は6.4%（96人）増加しています。特に精神障がいのある人の増加率が高く61.2%となっています。

年齢別にみると、65歳以上の割合が高く、平成29年は全体の57.8%を占めています（図表2-3）。

図表 2-3 年齢別にみた障がい者数

単位：人、(%)

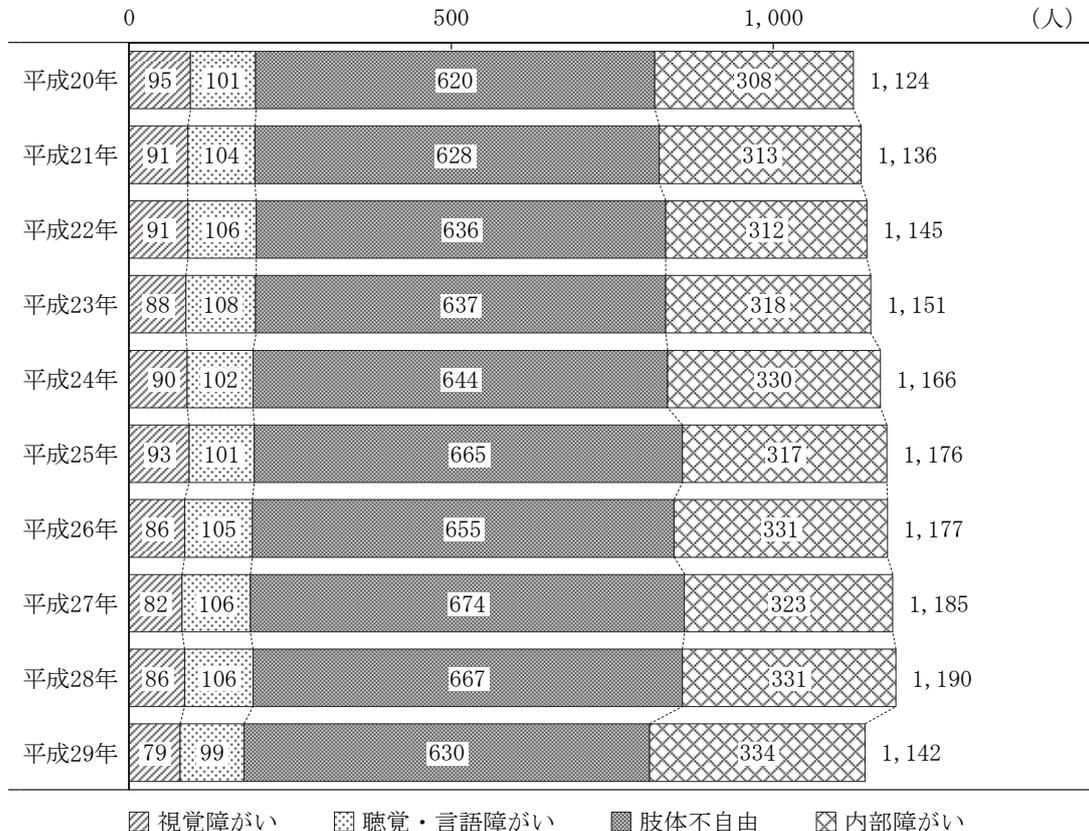
区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	合 計
平成23年	1,151	238	121	1,510 (100.0)
18歳未満	27	65	4	96 (6.4)
18～39歳	61	76	28	165 (10.9)
40～64歳	277	77	69	423 (28.0)
65歳以上	786	20	20	826 (54.7)
平成29年	1,142	269	195	1,606 (100.0)
18歳未満	19	72	3	94 (5.9)
18～39歳	52	97	53	202 (12.6)
40～64歳	226	70	85	381 (23.7)
65歳以上	845	30	54	929 (57.8)
増 減 (23～29年)	△9	31	74	96
人 率	(△0.8)	(13.0)	(61.2)	(6.4)

資料：身体障害者更生相談所、県障がい福祉課、西濃保健所（各年3月末日現在）

(2) 身体障がいのある人

身体障害者手帳所持者は、平成29年3月末日現在1,142人です。身体障がいの種類別にみると、肢体不自由が630人（55.2%）と過半数を占めています（図表2-4）。

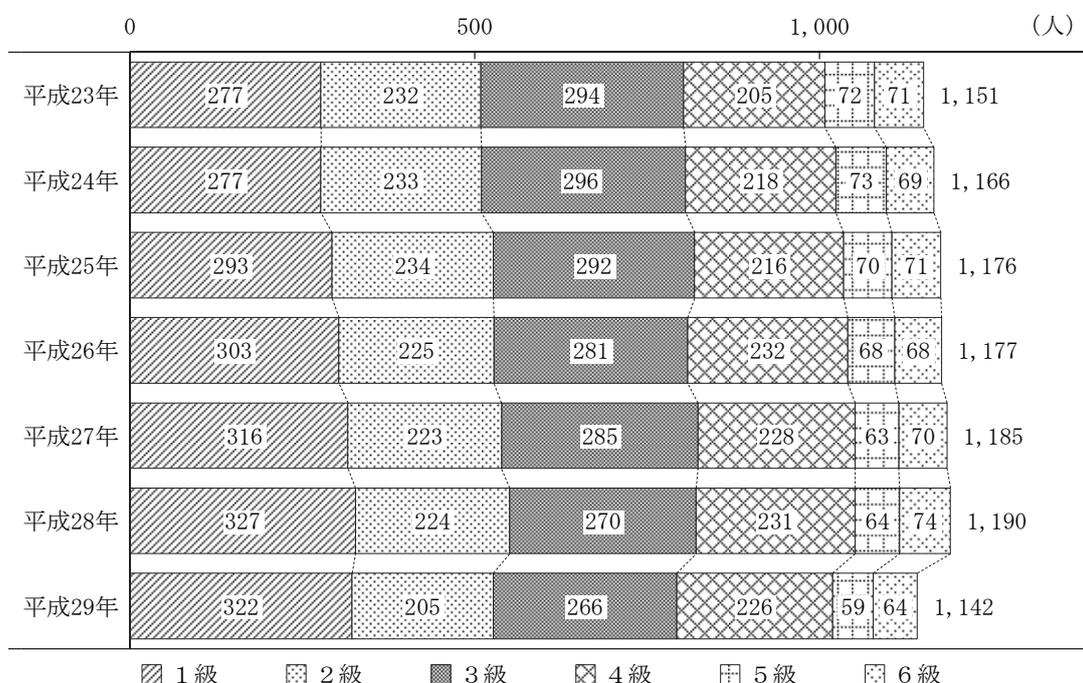
図表 2-4 障がいの種類別にみた障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者更生相談所（各年3月末日現在）

障がい等級別にみると、最重度の1級が322人（28.2%）と最も多くなっています。これに2級を加えた重度が527人（46.1%）、3・4級の中度が492人（43.1%）、5・6級の軽度が123人（10.8%）となっています（図表2-5）。

図表2-5 障がい等級別にみた身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者更生相談所（各年3月末日現在）

障がいの種類別に等級をみると、内部障がい、視覚障がいは1級が多く、聴覚・言語障がいは2級が多くなっています。肢体不自由は2級・3級が多くなっています（図表2-6）。

図表2-6 障害等級別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	視覚障がい	聴覚・言語障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	30	7	116	169	322
2級	19	31	149	6	205
3級	9	12	149	96	266
4級	7	25	131	63	226
5級	8	0	51	0	59
6級	6	24	34	0	64
計	79	99	630	334	1,142

資料：身体障害者更生相談所（平成29年3月末日現在）

性・年齢別にみると、18歳未満、18～39歳は男女の差に大きな違いはありませんが、40～64歳、65歳以上は男性が多く、全体でも男性が女性より102人多くなっています。障がいの種類別では、視覚障がい、聴覚平衡機能障がいは男性より女性が多く、音声言語そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がいは女性より男性が多くなっています（図表2－7）。

図表2－7 年齢別・性別・障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
視 覚 障 が い	0	0	2	2	7	8	24	36	33	46	79
聴覚平衡機能障がい	2	2	3	1	9	7	17	44	31	54	85
聴 覚	2	2	3	1	8	7	17	44	30	54	84
平 衡 機 能	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1
音声言語そしゃく機能障がい	0	0	0	0	3	1	7	3	10	4	14
肢 体 不 自 由	6	5	13	14	77	49	241	225	337	293	630
上 肢	4	2	4	6	33	15	87	84	128	107	235
下 肢	0	0	1	0	2	2	3	3	6	5	11
体 幹	2	3	8	5	41	32	151	138	202	178	380
運 動 機 能	0	0	0	3	1	0	0	0	1	3	4
内 部 障 が い	3	1	10	7	50	15	148	100	211	123	334
心 臓 機 能	1	1	6	5	19	6	86	58	112	70	182
じ ん 臓 機 能	1	0	3	2	18	7	21	14	43	23	66
呼 吸 器 機 能	0	0	0	0	3	0	17	7	20	7	27
ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能	0	0	1	0	8	1	24	21	33	22	55
小 腸 機 能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肝 臓 機 能	1	0	0	0	2	1	0	0	3	1	4
合 計	11	8	28	24	146	80	437	408	622	520	1,142
	19		52		226		845		1,142		

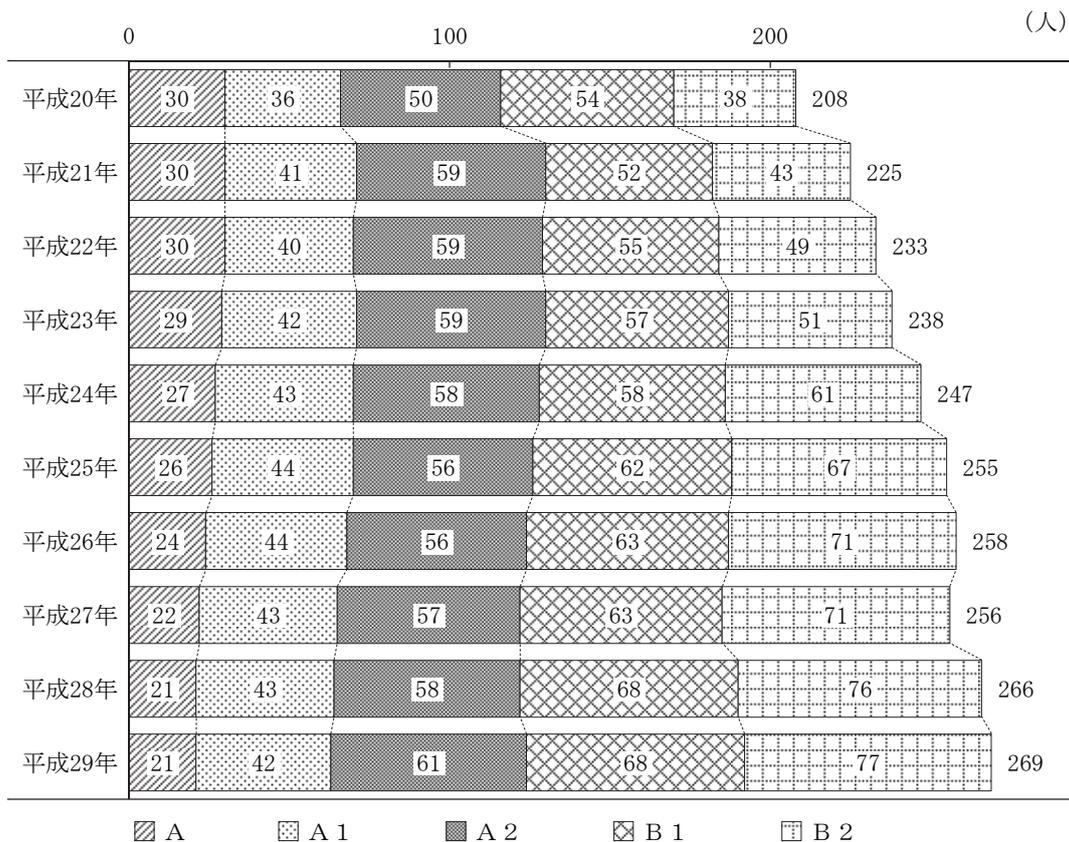
資料：身体障害者更生相談所（平成29年3月末日現在）

(3) 知的障がいのある人

療育手帳所持者を障がいの程度別にみると、重度のA（A、A1（最重度）、A2（重度））が124人（46.1%）、中度のB1が68人（25.3%）、軽度のB2が77人（28.6%）となっています。近年は人数の増減が少なく、横ばい傾向にあります（図表2-8）。

性別では男性が161人（59.9%）、女性が108人（40.1%）と男性が多く、年齢別では18～39歳が97人（36.1%）と多くなっています（図表2-9）。

図表2-8 障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移



資料：県障がい福祉課（各年3月末日現在）

図表2-9 年齢別・障がいの程度別にみた療育手帳所持者数

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
A	0	0	0	0	6	6	5	4	11	10	21
A1	4	2	10	9	14	2	1	0	29	13	42
A2	11	5	12	7	7	7	7	5	37	24	61
B1	6	6	15	13	8	12	2	6	31	37	68
B2	28	10	20	11	5	3	0	0	53	24	77
合計	49	23	57	40	40	30	15	15	161	108	269
	72		97		70		30				

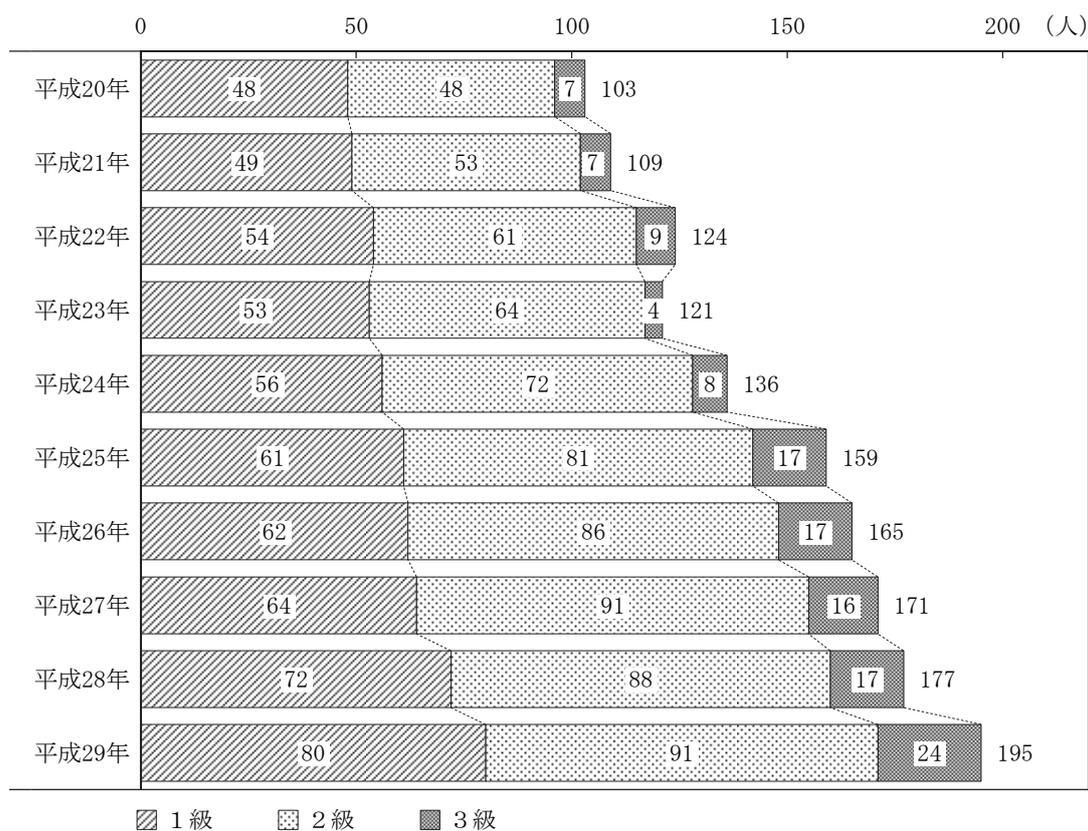
資料：県障がい福祉課（平成29年3月末日現在）

(4) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者を障害等級別にみると、2級が91人(46.7%)と最も多く、次いで1級が80人(41.0%)、3級が24人(12.3%)となっています。いずれの等級も増加傾向にありますが、3級の増加の割合が1級・2級に比べて高くなっています(図表2-10)。

性別にみると男性が113人(57.9%)、女性が81人(41.5%)と男性が多く、年齢別では40～64歳が85人(43.6%)と多くなっています(図表2-11)。

図表2-10 障がい等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：西濃保健所（各年3月末日現在）

図表2-11 性別・年齢別・障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区分	18歳未満		18～39歳			40～64歳		65歳以上		計			合計
	男性	女性	男性	女性	不明	男性	女性	男性	女性	男性	女性	不明	
1級	3	0	7	7	0	12	12	17	22	39	41	0	80
2級	0	0	20	9	0	36	13	6	7	62	29	0	91
3級	0	0	2	7	1	8	4	2	0	12	11	1	24
合計	3	0	29	23	1	56	29	25	29	113	81	1	195
	3		53			85		54					

資料：西濃保健所（平成29年3月末日現在）

自立支援医療（精神通院医療）は、通院による精神医療を受ける必要がある人の通院医療費の自己負担を軽減するための公費負担医療制度であり、平成29年3月末日の受給者は230人です。精神疾患分類別にみると、「気分障害」が105人と最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が62人となっています（図表2-12）。

図表2-12 精神疾患分類別自立支援医療（精神通院）受給者数 単位：人

ICD-10コード	名 称	人数
F 0	症状性を含む器質性精神障害	7
F 1	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	1
F 2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	62
F 3	気分障害	105
F 4	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	22
F 5	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1
F 6	成人の人格及び行動の障害	1
F 7	精神遅滞	0
F 8	心理的発達の障害	12
F 9	小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	1
G 40	てんかん	18
F 99	その他の精神障害	0
合 計		230

資料：西濃保健所（平成29年3月末日現在）

(5) 難病患者

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲とされました。その後、指定難病と小児慢性特定疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会により、これまでに130疾病→151疾病（第1次）→332疾病（第2次）と拡大され、平成29年4月1日から358疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在14疾患群（704疾病）がその対象として国に認定されています。

本町における平成29年3月末日の指定難病認定者は189人となっており、潰瘍性大腸炎、全身性強皮症、パーキンソン病が多くなっています（図表2-13）。

図表2-13 指定難病認定者数

単位：人

指定難病名	人数	指定難病名	人数
筋萎縮性側索硬化症	2	再生不良性貧血	2
脊髄性筋萎縮症	1	特発性血小板減少性紫斑病	4
進行性核上性麻痺	3	後縦靭帯骨化症	7
パーキンソン病	14	広範脊柱管狭窄症	2
重症筋無力症	3	特発性大腿骨頭壊死症	4
多発性硬化症／視神経脊髄炎	6	下垂体性ADH分泌異常症	1
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	2	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	3
多系統萎縮症	4	下垂体前葉機能低下症	3
脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	9	サルコイドーシス	6
ライソゾーム病	1	特発性間質性肺炎	3
もやもや病	2	肺動脈性肺高血圧症	1
天疱瘡	6	慢性血栓性肺高血圧症	1
顕微鏡的多発血管炎	2	網膜色素変性症	8
多発血管炎性肉芽腫症	1	バッド・キアリ症候群	1
全身性エリテマトーデス	5	原発性胆汁性肝硬変	6
皮膚筋炎／多発性筋炎	6	クローン病	4
全身性強皮症	16	潰瘍性大腸炎	39
混合性結合組織病	1	一次性ネフローゼ症候群	1
ベーチェット病	1	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	2
特発性拡張型心筋症	3	強直性脊椎炎	2
肥大型心筋症	1	合計	189

(注) 該当のある疾病のみ記載

資料：西濃保健所（平成29年3月末日現在）

小児慢性特定疾病児童は18人となっており、慢性心疾患が比較的多くなっています(図表2-14)。

図表2-14 小児慢性特定疾病児童数

単位：人

番号	疾患群	人数	番号	疾患群	人数
1	悪性新生物	3	8	先天性代謝異常	0
2	慢性腎疾患	3	9	血液疾患	1
3	慢性呼吸器疾患	0	10	免疫疾患	0
4	慢性心疾患	5	11	神経・筋疾患	2
5	内分泌疾患	1	12	慢性消化器疾患	2
6	膠原病	0	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0
7	糖尿病	1	14	皮膚疾患群	0
合 計					18

資料：西濃保健所（平成29年3月末日現在）

3 障害支援区分

(1) 障害支援区分の認定者

平成29年3月末日現在、障害支援区分認定を受けている人は103人となっており、うち知的障がいのある人が75人(72.8%)を占めています。全体では最も支援の必要度が高い区分6が33人(32.0%)と多くなっています。

平成26年に比べると、全体では3人減少していますが、区分6が8人多くなっています(図表2-15)。

図表2-15 障害支援区分の認定状況

単位：人

区 分	障害支援区分						計	
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
平成26年	身体	2	3	5	6	4	22	42
	知的	0	10	14	15	14	3	56
	精神	1	2	5	0	0	0	8
	計	3	15	24	21	18	25	106
平成29年	身体	2	1	3	0	1	8	15
	知的	1	5	18	14	13	24	75
	精神	1	4	5	2	0	1	13
	難病	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	10	26	16	14	33	103

資料：健康福祉課（各年3月末日現在）

(2) 障害福祉サービス等支給決定者

平成28年度の障害福祉サービスの支給決定者は155人となっており、大幅な増減はありません。

障害児通所サービス支給決定者は、平成28年度は57人となっており、毎年度増加を続けています。これは主に放課後等デイサービスの利用する児童が増加したことによるものです（図表2-16）。

図表2-16 障害福祉サービス等支給決定者の推移

単位：人

種 別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障害福祉サービス	151	142	152	155
障害児通所サービス	40	49	51	57

資料：健康福祉課（各年度3月末日現在）

Ⅲ 基本的な考え方

1 第4期計画の数値目標と実績

第4期計画では、基本指針に基づき、地域生活への移行、就労支援などの課題に関し、それぞれの数値目標を設定しました。目標に対する実績は次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成29年度末までに、平成25年度末の施設入所者数11人のうち、1人(9.1%)が地域での生活に移行し、新規入所者を1人と見込み、施設入所者数は11人と見込みました。地域移行者はなく、死亡により1人減少し、1人が新規に入所し、結果として施設入所者は11人となっています(図表3-1、図表3-2)。

図表3-1 施設入所者の地域生活への移行の目標数値と実績

項目		数値	考え方
① 平成25年度末時点の施設入所者数		11人	
② 平成29年度末時点の施設入所者数	計画	11人	
	実績	11人	平成29年9月時点
③【目標値】施設入所者数の減少見込 (②-①)	計画	0人	入所者の障がいの重度化や、入所待機者がいる状況等を踏まえ、現状維持を目標とします
	実績	0人	平成29年9月時点
④【目標値】地域生活移行者数(割合 ④÷①)	計画	1人(9.1%)	平成25年度末の施設入所者のうち、平成29年度末までに地域移行する者の数
	実績	0人	平成29年9月時点

図表3-2 施設退所者の状況

単位：人

区分	施設退所者数	退所後の状況(移行先)		
		グループホーム	特別養護老人ホーム	死亡(病院入院後)
平成25年度	0	0	0	0
平成26年度	1	0	0	1
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0
合計	1	0	0	1

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点とは、以下の5項目の機能を満たすものとされています(図表3-3)。

図表3-3 地域生活支援拠点の5項目の機能

項目	機能
① 相談	地域移行、親元からの自立等
② 体験の機会・場	一人暮らし、グループホーム等
③ 緊急時の受入・対応	ショートステイの利便性・対応力向上等
④ 専門性	人材の確保・養成、連携等
⑤ 地域の体制づくり	サービス拠点、コーディネーターの配置等

各項目のいずれも専門性が高く、また町内のみで完結させることが困難であるため、周辺市町との連携のもと、西濃圏域に1つ以上を共同整備することを目標としていましたが、整備できていません。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については3人を目標とし、平成29年度に3人が一般就労へ移行しました(図表3-4)。

図表3-4 福祉施設から一般就労への移行の目標数値と実績

項目	数値	考え方
① 平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	
② 【参考】平成25年度の年間一般就労移行者数	1人	
③ 【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	計画(目標)	3人 平成25年度移行実績の3倍
	実績 対計画比	3人 (100%) 平成28年度実績から算出

② 就労移行支援事業の利用者数

平成29年度の就労移行支援事業利用者を14人とすることを目標としていましたが、平成29年度は7人の利用となっています(図表3-5)。

図表 3-5 就労移行支援事業の利用者数と実績

項目	数 値	考え方
① 平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	8 人	
② 【目標値】平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	計画	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業利用者数から 75%増加
	実績 対計画比	7 人 (50%) 平成 29 年度実績から算出

③ 就労移行支援事業所の就労移行率

町内に就労移行支援事業所が設置された場合の目標を設定しましたが、計画年度内に事業所の参入はありませんでした（図表 3-6）。

図表 3-6 就労移行率が 3 割以上の事業所の割合

項目	数 値	考え方
① 平成 25 年度末時点の町内の就労移行支援事業所	0 箇所	
② 平成 29 年度中の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	計画	計画期間中に就労移行支援事業所が設置された場合は、5 割以上の事業所が平成 29 年度中の就労移行率 3 割以上を達成できるよう、県等との連携を図ります。
	実績	

2 本計画の数値目標

国の基本指針では、地域生活への移行、就労支援などの課題に対応するため、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」という。）を設定することともに、これらの成果目標を達成するため、活動指標（障害福祉サービスの量等）を計画に見込むことが適当とされています（図表3-7）。

図表3-7 国の基本指針の成果目標

区 分		成果目標	障がい者計画における個別施策
第5期垂井町障がい福祉計画	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	①地域生活移行者の増加 平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行する。	No.85 No.87
		②施設入所者の削減 平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減する。	No.85 No.87
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】	①障がい保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 全ての障がい福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する。	No.74 No.77
		②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。	No.74 No.77
	(3) 地域生活支援拠点等の整備	○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう）の整備 各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備する。	No.87 No.95
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。	No.54 No.55 No.81
		②就労移行支援事業の利用者の増加 平成28年度末における利用者数を2割以上増加させる。	No.54 No.81
		③就労移行支援事業所の就労移行率の増加 就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。	No.54
④職場定着率の増加 就労定着支援開始1年後の職場定着率を80%以上とする。		No.56	
第1期垂井町障がい児福祉計画	(5) 障がい児支援の提供体制の整備等【新規】	①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。	No.37
		②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 各市町村に少なくとも1か所以上確保する。	No.37 No.49
		③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。	No.77

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障がいのある人それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がいのある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します（図表3-8）。

- ① 施設入所者の高齢化・障がいの重度化が進んでいるため、地域移行が難しい状況を踏まえ、平成32年度末までに、平成28年度末の施設入所者数10人のうち、1人（10%）が地域での生活に移行するものとします。
- ② 平成32年度末時点の施設入所者数は、入所待機者を考慮し平成28年度末施設入所者10人と同数を目標とします。

図表3-8 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区 分	目標数値	考 え 方
平成28年度末の施設入所者数	10人	平成28年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	1人（10%）	平成28年度末の全入所者数のうち、施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した人数
削減見込	0人（0%）	平成32年度末段階での削減見込数

<国の基本指針>

地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成32年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

また、当該目標値の設定に当たり、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<県の数値目標>

- ・平成32年度末の施設入所者数は、平成28年度末時点を基準に現状維持とします。
- ・平成32年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者の3.2%（74人）以上が地域生活へ移行することを目指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行の推進に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含むさまざまな関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、自立支援協議会の専門部会などを活用して、平成32年度末までに協議の場を設置します。町単独での設置が困難な場合は、近隣市町との共同設置についても検討します。

<国の基本指針>

平成32年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、この際、都道府県単位で解決すべき課題にも対応できるよう、都道府県ごとに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することが望ましい。

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

<県の数値目標>

- ・平成32年度末までに全ての圏域ごとに、協議の場を設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに複数市町村による共同設置を含め、全ての市町村ごとに、協議の場を設置することを目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

専門性が高く、また町内のみで完結させることが困難であるため、前計画に引き続き、周辺市町との連携のもと、西濃圏域に1つ以上を共同整備することを目標とします。

<国の基本指針>

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

<県の数値目標>

- ・平成32年度末までに各圏域に1つ以上を整備することを目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

福祉施設から一般就労へ移行する人については、5人を目標とします。就労移行支援事業、就労定着支援などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます（図表3-9）。

図表3-9 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	考え方
平成28年度の年間一般就労移行者数	3人	平成28年度に福祉施設を退所して一般就労した人数
目標年度の年間一般就労移行者数	5人 (1.7倍)	平成32年度に福祉施設を退所して一般就労する人数

<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。

なお、一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、前期障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<県の数値目標>

- ・平成32年度の年間一般就労移行者数を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目指します。

② 就労移行支援事業の利用者の増加

障がい者の一般就労への移行を促進するため、平成32年度末の就労移行支援事業利用者を9人とすることを目標とします（図表3-10）。

図表3-10 就労移行支援事業の目標利用者数

項目	目標数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数	3人	平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	9人 (3.0倍)	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する人数

<国の基本指針>

就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指すものとする。なお、これらの目標設定に必要な利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うこととする。

なお、就労移行支援事業の利用者数に係る目標値の設定に当たり、平成29年度末において、前期障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

<県の数値目標>

- ・平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績から2割以上増加とすることを目指します。

③ 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

町内に就労移行支援事業所はないことから、町内に事業所が設置された場合には、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

<国の基本指針>

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとする。

<県の数値目標>

- ・平成32年度末における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を事業所全体の5割以上とすることを指します。

④ 職場定着率の増加

就労定着支援事業の提供体制の整備を促進するとともに、サービスが開始された時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを指します（図表3-11）。

図表3-11 職場定着率

項 目	目標数値	考 え 方
平成31年度の就労定着支援見込者数	2人	平成31年度の就労定着支援事業の利用者数
平成32年度の就労定着支援見込者数	3人	平成32年度の就労定着支援事業の利用者数
平成31年度の就労定着支援利用者の1年以上の職場定着者数	2人 (100%)	平成31年度就労定着支援事業利用者のうち1年以上職場に定着した人数
平成32年度の就労定着支援利用者の1年以上の職場定着者数	3人 (100%)	平成32年度就労定着支援事業利用者のうち1年以上職場に定着した人数

<国の基本指針>

就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

<県の数値目標>

- ・各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、町単独で確保することが困難なことから平成32年度末までに西濃圏域に1か所設置することを目標とします。

また、保育所等訪問支援についても、西濃圏域でのサービス提供体制を整備します。

<国の基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

<県の数値目標>

- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
- ・平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、町単独での確保は困難であるため西濃圏域での確保を目指します。

<国の基本指針>

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所（児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業所をいう。）及び放課後等デイサービス事業所（同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所をいう。）を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

<県の数値目標>

- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保することを目指します。
- ・平成32年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度末までに、自立支援協議会の専門部会などを活用して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。町単独での設置が困難な場合は、近隣市町との共同設置についても検討します。

<国の基本指針>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

<県の数値目標>

- ・平成30年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置することを目指します。

Ⅳ 障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等の種類

障害福祉サービスとは、次の訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスをいいます。なお、平成28年6月の障害者総合支援法の改正により「自立生活援助」と「就労定着支援」が創設され、平成30年4月1日から適用されます。

サービスの種類		サービスの内容	区分	障がい者計画における個別施策
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプサービス)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護	No.78
	重度訪問介護	重度の障がい者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		No.78
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。		No.78 No.80
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。		No.78 No.80
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。		No.78
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	介護	No.81
	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	訓練	No.81
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。		No.81
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		No.54 No.81
	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。		No.55 No.81
	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。		No.55 No.81
	就労定着支援【新規】	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。		No.56 No.81
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。		介護
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護	No.81 No.82

サービスの種類		サービスの内容	区分	障がい者計画における個別施策
居住系サービス	自立生活援助【新規】	障害者支援施設やグループホームを利用していた人などを対象として、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。	訓練	No.79
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。		No.85
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	介護	No.87

サービスの種類		サービスの内容	区分	障がい者計画における個別施策
相談支援	計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいいます。サービス利用支援は、心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス等利用計画を作成します。継続サービス利用支援は、一定期間ごとにサービス等利用計画を検証し、その結果等を勘案して見直しを行い、その変更等を行います。	—	—
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。	—	—
	地域定着支援	居宅でひとり暮らしをする障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。		—

介護＝介護給付 訓練＝訓練等給付

2 訪問系サービス

① サービスの利用状況

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護を行う居宅介護の利用は減少しており、利用実績が計画を下回っています。平成29年9月利用分をみると、利用実人数は18人、延べ利用時間は362.5時間となっています。障害支援区分別にみると、区分6の利用が最も多く、延べ利用時間は利用者全体の57.9%を占めています。町内事業所は、「おおぞら」と「垂井町社会福祉協議会」の2か所です。西濃圏域(町内を除く)の事業所も8事業所の利用があります。

重度の障がいのある人に、自宅での身体介護や家事援助、外出時の移動支援を行う重度訪問介護の利用者は各年度とも1人となっています。平成29年9月は区分5、区分6の人が1人ずつで、合計165時間の利用となっています。町内事業所は「おおぞら」と「垂井町社会福祉協議会」の2か所ありますが利用はなく、町外の事業所の利用となっています。

図表4-1 訪問系サービスの計画と実績

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
居宅介護	計画	利用者数	人/月	34	35	36
		利用量	時間/月	556	589	613
	実績	利用者数	人/月	28	20	18
		利用量	時間/月	559	444	409
重度訪問介護	計画	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	時間/月	313	313	313
	実績	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	時間/月	166	163	167
同行援護	計画	利用者数	人/月	3	3	3
		利用量	時間/月	53	53	53
	実績	利用者数	人/月	4	4	4
		利用量	時間/月	34	40	50
行動援護	計画	利用者数	人/月	9	9	9
		利用量	時間/月	65	65	65
	実績	利用者数	人/月	11	11	9
		利用量	時間/月	75	75	64

(注) 平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

視覚に障がいのある人の外出時の援護を行う同行援護の利用者は各年度とも4人が利用しています。平成29年9月利用分をみると、区分なし、区分1、区分4、区分5の各1人が利用しており、延べ利用時間は61.5時間です。町内に事業所はなく、西濃圏域、県内(西濃圏域を除く)、県外各1事業所の利用となっています。

重度の知的障がいまたは精神障がいのある人の援護や外出時の移動支援を行う行動援護の利用者は10人前後で推移しています。平成29年9月利用分をみると、利用実人数は9人、延べ利用時間は57.5時間となっています。町内事業所としては「おおぞら」があり、そのほか西濃圏域2事業所、県外1事業所の利用があります(図表4-1～図表4-4)。

図表4-2 訪問系サービスの利用状況

区 分		区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
居宅介護	支給決定者数(人)	1	1	6	6	2	5	16	37
	利用実人数(人)	1	1	5	3	2	1	5	18
	1人平均利用時間(時間)	1.00	6.00	10.50	16.33	18.25	7.50	42.00	20.14
	延べ利用時間(時間)	1.00	6.00	52.50	49.00	36.50	7.50	210.00	362.50
重度訪問介護	支給決定者数(人)				0	0	1	1	2
	利用実人数(人)				0	0	1	1	2
	1人平均利用時間(時間)				0	0	2.00	163.00	82.50
	延べ利用時間(時間)				0	0	2.00	163.00	165.00
同行援護	支給決定者数(人)	1	2	0	1	1	1	0	6
	利用実人数(人)	1	1	0	0	1	1	0	4
	1人平均利用時間(時間)	9.50	31.50	0	0	3.0	17.50	0	15.38
	延べ利用時間(時間)	9.50	31.50	0	0	3.0	17.50	0	61.50
行動援護	支給決定者数(人)	4			0	1	2	4	11
	利用実人数(人)	3			0	1	2	3	9
	1人平均利用時間(時間)	6.67			0	2.5	10.25	4.83	6.39
	延べ利用時間(時間)	20.00			0	2.5	20.50	14.50	57.50

資料：健康福祉課(平成29年9月利用分)

図表 4-3 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
居宅介護	おおぞら	(福)あゆみの家	○	○	○	○	○
	垂井町社会福祉協議会	(福)垂井町社会福祉協議会	○	○	○		
重度訪問介護	おおぞら	(福)あゆみの家					
	垂井町社会福祉協議会	(福)垂井町社会福祉協議会					
行動援護	おおぞら	(福)あゆみの家		○	○	○	○

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

図表 4-4 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
居宅介護	2	8	0	0	10
重度訪問介護	0	1	1	0	2
同行援護	0	1	1	1	3
行動援護	1	2	0	1	4

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

② サービスの見込み

＜国の基本指針＞

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表 4-5 訪問系サービスの見込み一覧

区分		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用者数	人/月	19	20	21
	利用量	時間/月	418	440	462
重度訪問介護	利用者数	人/月	2	2	2
	利用量	時間/月	170	170	170
同行援護	利用者数	人/月	5	5	6
	利用量	時間/月	50	50	60
行動援護	利用者数	人/月	10	11	12
	利用量	時間/月	70	77	84
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	時間/月	0	0	0

③ サービスの確保策

- サービス内容や利用方法を周知するなど、適切な利用を促進します。
- 介護者の高齢化に伴う利用増や、多様なニーズに対応できるよう既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービスの利用状況

常時介護を必要とする障がいのある人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する生活介護の利用者は、ほぼ計画どおりで推移しています。平成29年9月利用分をみると、利用実人数は58人、1人当たりの平均利用日数は18日となっています。町内事業所としては、「デイセンターあゆみの家」「第二あゆみの家」「垂井町デイサービスセンター」があります。そのほか、西濃圏域12事業所、県内4事業所、県外2事業所と多数の利用があります（図表4-6～図表4-9）。

図表4-6 生活介護の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
生活介護	計画	利用者数	人/月	53	55	57
		利用量	人日/月	1,007	1,045	1,083
	実績	利用者数	人/月	57	56	58
		利用量	人日/月	1,040	1,010	1,076

（注）平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-7 生活介護の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）			0	7	12	14	26	59
利用実人数（人）			0	7	12	14	25	58
1人平均利用日数（日）			0	15	19	20	18	18
延べ利用日数（人日）			0	107	228	273	450	1,058

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表 4-8 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
生活介護	デイセンターあゆみの家	(福)あゆみの家		○				40人
	第二あゆみの家			○				60人
生活介護 (基準該当)	垂井町デイサービスセンター	(福)垂井町社会福祉協議会	○					10人

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

図表 4-9 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
生活介護	2	11	4	2	19
生活介護（基準該当）	1	1	0	0	2

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表 4-10 生活介護のサービス量の見込み

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	60	77	80
利用量	人日/月	1,080	1,386	1,440

③ サービスの確保策

- 特別支援学校卒業生等の利用を含め、利用ニーズが高い事業であるため、町有施設を利用した事業の実施や既存事業所の事業拡大、介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 自立訓練

① サービスの利用状況

身体障がいのある人に、一定期間、身体機能向上に必要な訓練を行う自立訓練（機能訓練）については、計画期間中の利用はありません。

知的障がいまたは精神障がいのある人に、日中において一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行う自立訓練（生活訓練）については、計画期間中に4人の利用を見込んでいましたが、利用者は平成27年度および平成28年度にそれぞれ1人です。

宿泊型自立訓練は、自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、夜間の居住の場を提供して昼夜を通じた訓練を実施するサービスです。計画では利用を見込んでいませんでしたが、平成27年度に利用が1人ありました。町内事業所としては、「ハートブリッジ」が自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練のサービスを提供しています（図表4-11、図表4-12）。

図表4-11 自立訓練の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
自立訓練 （機能訓練）	計画	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	人日／月	0	0	0
	実績	利用者数	人／月	0	0	0
		利用量	人日／月	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	計画	利用者数	人／月	4	4	4
		利用量	人日／月	100	100	100
	実績	利用者数	人／月	1	1	0
		利用量	人日／月	28	15	0
宿泊型自立訓練	計画	利用者数	人／月	-	-	-
	実績	利用者数	人／月	1	0	0

（注）平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-12 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
自立訓練（生活訓練）	ハートブリッジ	(医)清澄会			○			10人
宿泊型自立訓練					○			20人

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

② サービス量の見込み

＜国の基本指針＞	
● 自立訓練（機能訓練）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
● 自立訓練（生活訓練）	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-13 自立訓練のサービス量の見込み

区 分		単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人／月	0	0	0
	利用量	人日／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人／月	1	1	1
	利用量	人日／月	15	15	15
宿泊型自立訓練	利用者数	人／月	1	1	1

③ サービスの確保策

- 現状の体制で必要なサービス量を確保することが可能と考えますが、多様なニーズに対応ができるよう既存事業所の事業拡大などを働きかけることにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 就労移行支援

① サービスの利用状況

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援の利用実績は、計画を下回って推移しています。平成29年9月利用分をみると、利用者は区分なしの6人で、1人あたりの

図表4-14 就労移行支援の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
就労移行支援	計画	利用者数	人／月	8	11	14
		利用量	人日／月	104	143	182
	実績	利用者数	人／月	2	2	6
		利用量	人日／月	27	38	96

(注) 平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

平均利用日数は16日となっています。

町内事業所はなく、西濃圏域3事業所、県内1事業所の利用となっています（図表4-14～図表4-16）。

図表4-15 就労移行支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数（人）	6	0	0	0	0	0	0	6
利用実人数（人）	6	0	0	0	0	0	0	6
1人平均利用日数（日）	16	0	0	0	0	0	0	16
延べ利用日数（人日）	93	0	0	0	0	0	0	93

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表4-16 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
就労移行支援	0	3	1	0	4

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-17 就労移行支援のサービス量の見込み

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	7	8	9
利用量	人日/月	133	152	171

③ サービスの確保策

- 一般就労への移行を前提とした重要なサービスであるため、広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(4) 就労継続支援A型

① サービスの利用状況

一般企業等での就労が困難な65歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援A型の利用実績は、計画を上回って推移しています。平成29年9月利用分をみると、利用実人数は25人、1人あたりの平均利用日数は20日となっています。町内事業所はなく、西濃圏域10事業所、県内3事業所の利用となっています(図表4-18～図表4-20)。

就労継続支援A型については、利用者に支払う賃金の総額以上の事業収益を確保すべきとする原則が明示されるなど、サービスの質を確保するため指定基準等が改正されました。これにより事業所の廃止が相次いでいる状況にあることから、引き続き注視していく必要があります。

図表4-18 就労継続支援A型の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
就労継続支援 A型	計画	利用者数	人/月	15	16	17
		利用量	人日/月	285	304	323
	実績	利用者数	人/月	19	22	25
		利用量	人日/月	369	436	472

(注) 平成29年度は4～9月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-19 就労継続支援A型の利用状況

区 分	区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	20	1	3	3	0	0	0	27
利用実人数(人)	18	1	3	3	0	0	0	25
1人平均利用日数(日)	20	22	20	20	0	0	0	20
延べ利用日数(人日)	360	22	61	59	0	0	0	502

資料：健康福祉課(平成29年9月利用分)

図表4-20 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
就労継続支援A型	0	10	3	0	13

資料：健康福祉課(平成29年9月利用分)

② サービス量の見込み

＜国の基本指針＞

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（A型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（A型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-21 就労継続支援（A型）のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人／月	28	31	34
利用量	人日／月	560	620	680

③ サービスの確保策

- 広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(5) 就労継続支援B型

① サービスの利用状況

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識と能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援B型の利用者は、計画を上回って推移しています。平成29年9月利用分の利用実人数は28人、1人あたりの平均利用日数は17日となっています。町内事業所としては、精神障がいのある人を対象とした「ハートブリッジ」があります。そのほか、西濃圏域9事業所、県内2事業所、県外1事業所と多くの事業所の利用があります（図表4-22～図表4-25）。

図表4-22 就労継続支援B型の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
就労継続支援 B型	計 画	利用者数	人／月	18	19	20
		利用量	人日／月	306	323	340
	実 績	利用者数	人／月	23	25	28
		利用量	人日／月	363	424	471

（注）平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

図表 4-23 就労継続支援 B 型の利用状況

区 分	区分 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
支給決定者数 (人)	22	0	3	5	0	1	0	31
利用実人数 (人)	21	0	2	5	0	0	0	28
1 人平均利用日数 (日)	16	0	18	19	0	0	0	17
延べ利用日数 (人日)	345	0	35	96	0	0	0	476

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表 4-24 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
就労継続支援 B 型	ハートブリッジ	(医) 清澄会			○			10人

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

図表 4-25 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
就労継続支援 B 型	1	9	2	1	13

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援（B型）の利用が見込まれる者の数、就労継続支援（B型）の利用者の一般就労への移行者数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表 4-26 就労継続支援（B型）のサービス量の見込み

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	31	39	43
利用量	人日/月	527	663	731

③ サービスの確保策

- 特別支援学校卒業生等の利用を含め、利用ニーズが高い事業であるため、町有施設を利用した事業の実施や既存事業所の事業拡大、介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(6) 就労定着支援

障害者総合支援法が改正され、平成30年4月1日から就労定着支援が適用されます。就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者に対して、生活の変化や家計、体調の管理など就労に伴い生じる生活面の課題を解決するため、連絡調整や指導・助言などの支援を行うサービスです。

① サービス量の見込み

<p style="text-align: center;">＜国の基本指針＞</p> <p style="text-align: center;">障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。</p>	
--	--

図表 4-27 就労定着支援のサービス量の見込み

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	0	2	3

② サービスの確保策

- 就労定着に向けた新たなサービスであるため、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(7) 療養介護

① サービスの利用状況

医療と常時の介護が必要な身体障がいのある人に、病院において機能訓練、療養上の管理・看護や介護を行う療養介護は、見込みどおりの4人で推移しています。平成29年9月の利用者の障害支援区分は、区分5が1人、区分6が3人となっています。町内、西濃圏域に事業所はなく、県内1事業所（独立行政法人国立病院機構長良医療センター）、県外1事業所の利用となっています。（図表4-28～図表4-30）。

図表 4-28 療養介護の計画と実績

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	計画	人/月	4	4	4
	実績		4	4	4

（注）平成29年度は4～9月分の平均

資料：健康福祉課

図表 4-29 療養介護の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
給決定者数(人)						1	3	4
利用実人数(人)						1	3	4

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表 4-30 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
療養介護	0	0	1	1	2

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

現に利用している者の数、障害者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表 4-31 療養介護のサービス量の見込み

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	4	4	4

③ サービスの確保策

- 現状の広域的な体制で必要なサービス量を確保することが可能と考えます。

(8) 短期入所

① サービスの利用状況

介護者が病気の場合などに、障がいのある人が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を受ける短期入所には、障害者支援施設等で行う福祉型と、医療機関で行う医療型があります。

福祉型は計画期間中8人の利用を見込んでいましたが、平成29年度は14人となる見込みです。平成29年9月利用分をみると、利用実人数は16人、1人あたりの平均利用日数は9日となっています。町内事業所としては「ハートブリッジ」「特別養護老人ホームいぶき苑」「第二あゆみの家」があります。そのほか、西濃圏域6事業所、県内1事業所の利用があります。

医療型については、1人の利用を見込んでいましたが、計画期間中の利用はありません(図表4-32～図表4-35)。

図表 4-32 短期入所の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
短期入所 (福祉型)	計画	利用者数	人/月	8	8	8
		利用量	人日/月	80	80	80
	実績	利用者数	人/月	8	9	14
		利用量	人日/月	75	67	117
短期入所 (医療型)	計画	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	人日/月	10	10	10
	実績	利用者数	人/月	0	0	0
		利用量	人日/月	0	0	0

(注) 平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

図表 4-33 短期入所の利用状況

区 分		区分 なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
福祉型	支給決定者数(人)	7	0	2	12	7	8	15	51
	利用実人数(人)	3	0	0	2	3	4	4	16
	1人平均利用日数(日)	4	0	0	15	6	4	17	9
	延べ利用日数(人日)	11	0	0	30	17	16	69	143

資料：健康福祉課(平成29年9月利用分)

図表 4-34 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
短期入所 (福祉型)	ハートブリッジ	(医) 清澄会			○		
	特別養護老人ホームいぶき苑	(福) 白寿会	○				
	第二あゆみの家	(福) あゆみの家		○			

資料：県障害福祉課(平成29年9月1日現在)

図表 4-35 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
短期入所(福祉型)	2	6	1	0	9

資料：健康福祉課(平成29年9月利用分)

② サービス量の見込み

＜国の基本指針＞

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

図表4-36 短期入所のサービス量の見込み

区 分		単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	人/月	15	16	17
	利用量	人日/月	135	144	153
短期入所 (医療型)	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0

③ サービスの確保策

- 介護者の高齢化に伴う利用増や、多様なニーズに対応できるよう広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

4 居住系サービス

(1) 自立生活援助

平成30年4月1日に新たに創設された自立生活援助は、入所施設やグループホーム等を利用して障がい者が一人暮らしを始めた時に、定期的に訪問し、健康状態や生活での課題、地域住民との関係を確認し、必要な助言を行います。また、利用者からの相談にも対応します。

① サービス量の見込み

<国の基本指針>

単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表4-37 自立生活援助のサービス量の見込み

区分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	0	0	1

② サービスの確保策

- 地域への移行を目的とした新たなサービスであるため、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 共同生活援助

① サービスの利用状況

障がいのある人が、グループホームと呼ばれる住居で共同生活を行いながら、食事の提供や日常生活上の援助、入浴、排せつ等の介護を受ける共同生活援助の利用実績は、見込みどおりとなっています。

町内事業所としては、「グループホームハピネット」「きずな2006」があります。

そのほか、県内4事業所、県外2事業所の利用があります(図表4-38～図表4-41)。

図表4-38 共同生活援助の計画と実績

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	計画	18	19	20
	実績	18	19	20

(注) 平成29年度は4～9月分の平均

資料：健康福祉課

図表 4-39 共同生活援助の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)	1	1	3	7	6	5	1	24
利用実人数(人)	1	1	3	4	5	4	1	19

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表 4-40 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					共同生活住居	定員
			身体	知的	精神	児童	難病		
共同生活援助	グループホーム ハピネット	(医)清澄会			○			グループホーム ハピネット	6人
	きずな2006	(福)あゆみの家						岩手ホーム	4人
								東神田ホーム	4人
								めぐみホーム	4人
								表佐ホーム	7人
								習南ホーム	4人
								あいかわホーム	4人

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

図表 4-41 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
共同生活援助	2	0	4	2	8

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表 4-42 共同生活援助のサービス量の見込み

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	21	22	23

③ サービスの確保策

- 介護者の高齢化に伴う利用増や多様なニーズに対応できるよう既存事業所の事業拡大

や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

- 事業開始に伴う施設整備にかかる費用を補助するなどの方法により、町内に事業所が参集しやすい環境づくりに努めます。

(3) 施設入所支援

① サービスの利用状況

施設に入所している障がいのある人に対して、主に夜間に、入浴や排せつ、食事等の介助・支援を行う施設入所支援は、ほぼ見込みどおりの11人が利用しており、区分6が9人、区分5が2人となっています。町内事業所としては、「第二あゆみの家」があります。そのほか、西濃圏域2事業所、県内2事業所、県外1事業所の利用があります（図表4-43～図表4-46）。

図表4-43 施設入所支援の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	計画	人/月	11	11	11
	実績		10	10	11

(注) 平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

図表4-44 施設入所支援の利用状況

区 分	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
支給決定者数(人)				0	0	2	9	11
利用実人数(人)				0	0	2	9	11

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表4-45 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい					定員
			身体	知的	精神	児童	難病	
施設入所支援	第二あゆみの家	(福)あゆみの家		○				39人

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

図表4-46 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
施設入所支援	1	2	2	1	6

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

② サービス量の見込み

＜国の基本指針＞

平成28年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表4-47 施設入所支援のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	11	11	10

③ サービスの確保策

- 入所待機者があり、依然として利用ニーズの高い事業ではありますが、利用者についてはグループホームなどで対応が困難な人など真に必要な人とし、それ以外の人についてはグループホームの整備等により、地域への移行を促進します。

5 相談支援

① サービスの利用状況

相談支援には、計画相談支援、地域移行支援および地域定着支援があります。計画相談支援は障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成および見直しを行うサービス、地域移行支援は入所している障がいのある人または入院している精神障がいのある人が地域生活に移行するための相談や支援を行うサービス、地域定着支援は居宅において単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援を行うサービスです。

計画相談支援は1か月あたり24～28人となっており、ほぼ計画どおりに推移しています。町内事業所には「相談支援事業所 ハートブリッジ」および「ゆう」があります。平成29年9月末日における利用者149人おり、うち62人(41.6%)が町内の事業所を利用しています。

地域移行支援および地域定着支援は、それぞれ1人の利用を見込んでいましたが、利用はありません(図表4-48～図表4-50)。

図表4-48 相談支援の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	計画	人/月	25	26	27
	実績		28	24	28
地域移行支援	計画		1	1	1
	実績		0	0	0
地域定着支援	計画		1	1	1
	実績		0	0	0

(注) 平成29年度は4～9月分の平均

資料：健康福祉課

図表4-49 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
計画相談支援	相談支援事業所 ハートブリッジ	(医)清澄会			○		
	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	
地域移行支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	
地域定着支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	

資料：県障害福祉課(平成29年9月1日現在)

図表 4-50 支給決定者数内訳

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計	(参考)		
						セルフプラン	障害児相談支援	ケアプラン
計画相談支援	62人	69人	12人	6人	149人	0人	8人	4人

資料：健康福祉課（平成29年9月末日現在）

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

● 計画相談支援

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

● 地域移行支援

現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

● 地域定着支援

現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

図表 4-51 相談支援のサービス量の見込み

区 分		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	利用者数	人/月	30	36	39
地域移行支援	利用者数	人/月	0	0	1
地域定着支援	利用者数	人/月	0	0	1

③ サービスの確保策

- 新たなサービスの創設や既存のサービスの利用増に伴い、計画相談支援の利用増が見込まれることから、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。併せて相談支援の質を確保するために、基幹相談支援センターの設置に努めます。

V 地域生活支援事業

1 地域生活支援事業の種類

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態による事業を実施するものであり、市町村の判断により、地域におけるサービスの提供状況や障がいのある人等のニーズに基づき、自立支援や社会生活に必要な事業を行うことができます。本町では次の事業を実施します。

区 分	サービスの内容	障がい者計画における個別施策	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	No.1
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。	No.84
	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や成年後見制度の利用支援をはじめとした権利擁護のために必要な援助を行います。	No.75 No.76 No.77
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。	No.10
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修、専門職による支援などを行います。	—
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行います。	No.102 No.103 No.104
	日常生活用具給付等事業	重度障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。	No.86 No.94
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	—
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。	No.80
	地域活動支援センター	障がいがある人が通い、創作活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	No.81
任意事業	訪問入浴サービス事業	家庭に移動入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。	No.92
	日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援、家族介護者の一時的な負担軽減を図るため、日中、障害者支援施設などにおいて障がいのある人に活動の場を提供します。	No.47 No.83
	社会参加促進事業	障がいのある人の社会参加を促進するために、自動車運転免許取得事業、自動車改造助成事業を行います。	No.89 No.90

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

① サービスの利用状況

理解促進研修・啓発事業は、障がいのある人が日常生活および社会生活を営むうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う事業です。現在は実施していませんが、平成30年度に社会福祉協議会が実施する「たるいふれあいのつどい」にあわせて行う予定です（図表5-1）。

図表5-1 理解促進研修・啓発事業の計画と実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
理解促進研修・啓発事業	計 画	—	実施	実施
	実 績	未実施	未実施	未実施

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-2 理解促進研修・啓発事業の見込み

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 平成30年度より社会福祉協議会が障がいのある方の理解啓発を目的に実施する「たるいふれあいのつどい」の活動を補助する形態で実施する予定です。

(2) 自発的活動支援事業

① サービスの利用状況

自発的活動支援事業は、障がいのある人、その家族、地域住民等が、地域において自発的に行う活動を支援する事業です。本町においては、町内の障がい児（者）を預かっている団体に対して、専門的な知識を持った指導員を派遣し、助言・指導を行うことにより障がい児（者）の健全育成、能力開発の支援を行っています（図表5-3）。

図表5-3 自発的活動支援事業の計画と実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自発的活動支援事業	計 画	実施	実施	実施
	実 績	実施	実施	実施

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表 5-4 自発的活動支援の見込み

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援	実施	実施	実施

③ サービスの確保策

- 障がい児（者）自立支援指導員を設置し、障がい児（者）およびその保護者が自発的活動を行う団体へ派遣し、助言・指導を行います。

(3) 相談支援事業

① サービスの利用状況

相談支援事業は、障がいのある人、保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行う事業です。現在 4 か所の事業所に委託して実施しています。平成28年度の相談件数は、知的障がいのある人が245件、精神障がいのある人が34件となっています。

自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす協議の場であり、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成されています。必要に応じて部会を立ち上げ、課題解決に向けた検討を行います。計画期間中は年 2 回ずつ開催しています（図表 5-5～図表 5-7）。

図表 5-5 相談支援事業の計画と実績

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害者相談支援事業	計 画	か所	4	4	4
	実 績		4	4	4
	計 画	件/月	50	50	50
	実 績		35	23	23
自立支援協議会 (定例会議)	計 画	回/年	2	2	2
	実 績		2	2	2
自立支援協議会 (専門部会)	計 画	設置数	3	3	3
	実 績		3	3	4

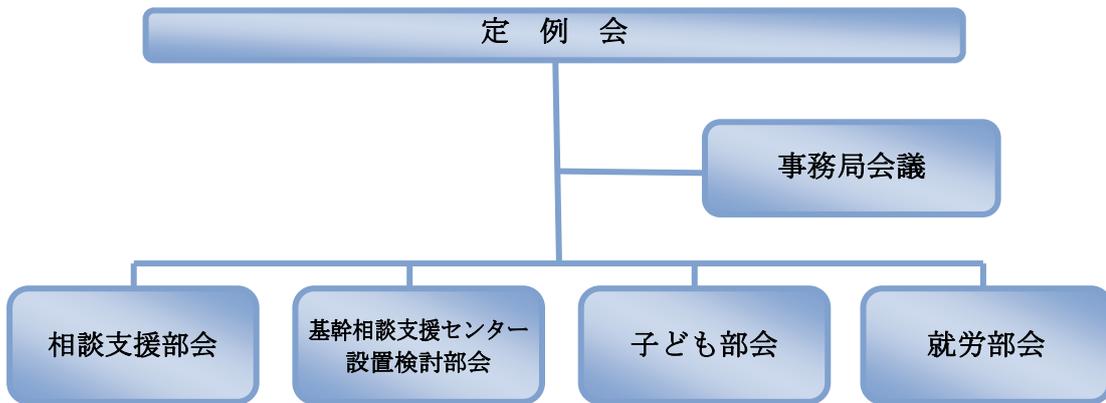
資料：健康福祉課

図表 5-6 相談支援事業の利用状況

主な対象	事業所名	所在地	相談件数	
			平成27年度	平成28年度
知的障がい	ゆう	垂井町	362件	245件
	大垣市柿の木荘	大垣市		
精神障がい	せせらぎ	大垣市	61件	34件
	グリーンヒル	海津市		

資料：健康福祉課

図表 5-7 垂井町障がい者自立支援協議会



② サービス量の見込み

図表 5-8 相談支援事業のサービス見込み量

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
	件/年	300	300	300
基幹相談支援センター	か所	0	1	1
自立支援協議会（定例会議）	回/年	2	2	2
自立支援協議会（専門部会）	設置数	5	5	6

③ サービスの確保策

- 障害者相談支援事業については、知的障がいのある人に関する相談は「ゆう」と「大垣市柿の木荘」に、精神障がいのある人に関する相談は「せせらぎ」と「グリーンヒル」に西濃圏域2市9町で共同委託します。身体障がいのある人の相談は役場健康福祉課において実施します。
- 相談支援の質の確保や困難事例への対応が可能な体制作りが必要とされているため、広域での基幹相談支援センターの設置に努めます。

- 個別支援会議で見えた課題などについて町の自立支援協議会で解決策を検討します。また、必要に応じて専門部会を設置し、課題の解決を図ります。基幹相談支援センターの設置に併せて、広域での自立支援協議会の運営について検討します。町の自立支援協議会で検討した課題のうち広域的な課題については西濃圏域の自立支援協議会で検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

① サービスの利用状況

成年後見制度利用支援事業は、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、主として判断能力が十分でない人の財産管理や日常生活上の援助を行う成年後見制度の利用を促進する事業です。1件の利用を見込んでいましたが、計画期間中の利用はありません(図表5-9)。

図表5-9 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	計 画	件/年	1	1	1
	実 績		0	0	0

(注) 平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-10 成年後見制度利用支援事業のサービス見込み量

サービス名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1

③ サービスの確保策

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえつつ、高齢者施策との整合性を図りながら実施します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

① サービスの利用状況

成年後見等の業務を行う法人の活動を支援するため、実施団体に対する研修、安定的に実施するための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う成年後見制度法人

後見支援事業は、現在は実施していません（図表5-11）。

図表5-11 成年後見制度法人後見支援事業の計画と実績

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	計 画	—	実施	実施
	実 績	未実施	未実施	未実施

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-12 成年後見制度法人後見支援事業の見込み

サービス名	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	未実施	未実施	実施

③ サービスの確保策

- 成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

① サービスの利用状況

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業で、計画期間中は手話通訳者派遣事業の利用があります。

また、計画には見込んでいませんでしたが、意思疎通が困難な重度の障がいのある人等が医療機関に入院した場合に、本人との意思疎通を図る支援者を派遣する重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の利用が1人ありました（図表5-13、図表5-14）。

図表5-13 意思疎通支援事業の計画と実績

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①手話通訳者設置事業	計 画	設置者数 人／年	1	1	1
	実 績		未実施	未実施	未実施
②手話通訳者派遣事業	計 画	実利用者数 人／年	6	6	6
	実 績		4	5	4
③要約筆記者派遣事業	計 画	実利用者数 人／年	1	1	1
	実 績		0	0	0

（注）平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

図表5-14 その他意思疎通支援事業の実績

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度障害者等入院時 コミュニケーション 支援事業	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人	0	1	1
	利用回数	回/年	0	4	4

(注) 平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-15 意思疎通支援事業のサービス見込み量

区 分		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①手話通訳者設置事業	設置者数	人/年	0	0	1
②手話通訳者派遣事業	実利用者数	人/年	5	5	6
③要約筆記者派遣事業	実利用者数	人/年	1	1	1
④その他意思疎通支援事業 重度障害者等入院時 コミュニケーション 支援事業	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人	1	1	1
	利用回数	回/年	4	4	4

③ サービスの確保策

- 手話通訳者設置事業については、利用ニーズを適切に把握すると共に、広域的な対応を含め検討します。
- 手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については「一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会」に委託し、実施します。
- 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業については、多様なニーズに対応できるよう事業所との連携を図ります。
- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

① サービスの利用状況

重度の障がいのある人に日常生活用具を給付する日常生活用具給付等事業は、「排せつ管理支援用具」の利用が多くなっています（図表5-16）。

図表5-16 日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
①介護・訓練支援用具	計 画	件／年	1	1	1
	実 績		2	0	1
②自立生活支援用具	計 画	件／年	5	5	5
	実 績		0	1	1
③在宅療養等支援用具	計 画	件／年	10	10	10
	実 績		5	7	14
④情報・意思疎通支援用具	計 画	件／年	7	7	7
	実 績		0	9	5
⑤排せつ管理支援用具	計 画	件／年	450	460	470
	実 績		498	500	597
⑥住宅改修費	計 画	件／年	1	1	1
	実 績		0	0	1

（注）平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-17 日常生活用具給付等事業のサービス見込み量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
②自立生活支援用具	件／年	2	2	2
③在宅療養等支援用具	件／年	9	9	9
④情報・意思疎通支援用具	件／年	6	6	6
⑤排せつ管理支援用具	件／年	620	640	660
⑥住宅改修費	件／年	1	1	1

③ サービスの確保策

- 多様なニーズに対応することができるよう対象用具、費用等の見直しに努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

① サービスの利用状況

聴覚障がいのある人との交流活動の促進や、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員の研修を行う手話奉仕員養成研修事業は、ほぼ見込みどおりとなっています(図表5-18)。

図表5-18 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	計 画	人/年	4	4	4
	実 績		6	3	3

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-19 手話奉仕員養成研修事業のサービス見込み量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	4	4	4

③ サービスの確保策

- 近隣市町と共同で「一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会」に委託し、実施します。多くの方に受講してもらうことができるよう町広報等による周知に努めます。
- 受講終了後手話奉仕員として活動してもらうことができるような場の提供について検討します。

(9) 移動支援事業

① サービスの利用状況

障害福祉サービスの同行援護および行動援護の対象にならない障がいのある人の外出時の移動を支援する移動支援事業については、利用者数は計画をやや下回っていますが、年間利用時間数は、計画をやや上回っています（図表5-20）。

図表5-20 移動支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	事業者数	か所	13	13	13
	利用者数	人/年	27	28	29
	利用時間数	時間/年	1,100	1,200	1,300
実 績	事業者数	か所	11	11	11
	利用者数	人/年	24	24	24
	利用時間数	時間/年	942	1,234	1,347

（注）平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む
資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-21 移動支援事業のサービス見込み量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業者数	か所	11	11	12
利用者数	人/年	25	25	26
利用時間数	時間/年	1,400	1,400	1,456

③ サービスの確保策

- 利用ニーズの高い事業であるため、必要なサービス量を確保するため既存事業所の事業拡大を働きかけるなどサービス提供事業所の増加に努めます。

(10) 地域活動支援センター

① サービスの利用状況

地域活動支援センターは、障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う施設です。利用実績は、Ⅰ型（精神障害者地域活動支援事業）、Ⅲ型（作業所型地域活動支援事業）ともにおおむね計画どおりに推移しています。平成28年度利用分についてみると、Ⅰ型については、近隣市にある「せせらぎ」「グリーンヒル」を3人が利用しています。Ⅲ型の事業所は町内に「けやきの家」があり、18人が利用しています（図表5-22、図表5-23）。

図表 5-22 地域活動支援センターの計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
I 型 (町外)	計 画	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人/年	5	5	5
	実 績	事業所数	か所	2	2	2
		利用者数	人/年	4	3	3
III型 (町内)	計 画	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人/年	17	18	19
	実 績	事業所数	か所	1	1	1
		利用者数	人/年	17	18	18

資料：健康福祉課

図表 5-23 施設別の利用状況

区 分	事業所名	所在地	人数 (人/年)	
			平成27年度	平成28年度
I 型 (精神障害者地域活動支援事業)	せせらぎ	大垣市	4	3
	グリーンヒル	海津市		
III型 (作業所型地域活動支援事業)	けやきの家	垂井町	17	18
合 計			21	21

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表 5-24 地域活動支援センター事業のサービス見込量

区 分		単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
I 型 (町外)	事業所数	か所	2	2	2
	利用者数	人/年	4	4	4
III型 (町内)	事業所数	か所	1	—	—
	利用者数	人/年	17	—	—

③ サービスの確保策

- 地域活動支援センター I 型については現状の体制で必要なサービス量は確保することが可能と考えます。
- 地域活動支援センター III 型である「けやきの家」については、平成31年度に事業形態を変更し、事業を実施する予定です。

3 その他事業

(1) 訪問入浴サービス事業

① サービスの利用状況

重度の身体障がいのある人等を対象として、居宅において移動浴槽による入浴サービスを提供する訪問入浴サービス事業はおおむね計画どおりに推移しています(図表5-25)。

図表5-25 訪問入浴サービス事業の計画と実績

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	事業所数	か所	1	1	2
	利用者数	人/月	2	2	3
	利用回数	回/月	16	16	24
実 績	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人/月	2	2	2
	利用回数	回/月	16	20	21

(注) 平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-26 訪問入浴サービス事業のサービス見込量

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業所数	か所	1	1	1
利用者数	人/年	2	2	2
利用回数	回/年	260	260	260

③ サービスの確保策

- 現状の体制で必要なサービス量は確保できると考えます。
- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業

① サービスの利用状況

日中一時支援事業は、障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援および一時的な休息を図る事業です。利用者数は、おおむね見込みどおりの20人前後で推移しています。

なお、計画には見込んでいませんでしたが、「重度心身障害児者サービス円滑利用事業」「放課後等支援事業」を実施しています(図表5-27、図表5-28)。

図表 5-27 日中一時支援事業の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計 画	事業所数	か所	6	6	7
	利用者数	人/年	22	23	24
	利用回数	回/年	240	250	260
実 績	事業所数	か所	9	10	10
	利用者数	人/年	20	19	19
	利用回数	回/年	302	222	319

(注) 平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

図表 5-28 その他日中一時支援事業の実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
重度心身障害児者サービス円滑利用事業	事業所数	か所	1	2	2
	利用者数	人	5	4	4
	利用回数	回/年	360	393	374
放課後等支援事業	事業所数	か所	1	1	1
	利用者数	人	2	0	0
	利用回数	回/年	58	0	0

(注) 平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表 5-29 日中一時支援事業のサービス見込量

区 分		単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
日中一時支援事業	事業所数	か所	10	10	11	
	利用者数	人	20	20	21	
	利用回数	回/年	340	340	357	
その他日中一時支援事業	重度心身障害児者サービス円滑利用事業	事業所数	か所	2	2	3
		利用者数	人	4	4	5
		利用回数	回/年	376	376	470

③ サービスの確保策

- 利用ニーズの非常に高い事業であるため、多様なニーズに対応することができるよう既存事業所の事業拡大を働きかけるなどサービス提供事業所の増加に努めます。特に児童を対象とした事業所が少ないため、重点的に確保に努めます。

- 放課後等支援事業については近隣市町に放課後等デイサービス事業所が増加したことにより利用のニーズが無いことから、サービス量の見込は行いません。

(3) 社会参加促進事業

① サービスの利用状況

身体障がいのある人の社会参加を促進するため、経費の一部を助成する自動車運転免許取得事業および自動車改造助成事業は、おおむね計画どおりで推移しています（図表5-30）。

図表5-30 自動車運転免許取得事業・自動車改造助成事業の実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得事業	計 画	人／年	1	1	1
	実 績		1	0	1
自動車改造助成事業	計 画	人／年	1	1	1
	実 績		3	1	2

（注）平成29年度の実績は10月利用分までの実績から見込む

資料：健康福祉課

② サービス量の見込み

図表5-31 自動車運転免許取得事業・自動車改造助成事業のサービス見込量

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得事業	人／年	1	1	1
自動車改造助成事業	人／年	1	1	1

③ サービスの確保策

- 必要な方にサービスが行き届くよう町ホームページ等を利用し、周知に努めます。

Ⅵ 障がい児支援サービス

1 障がい児支援サービスの種類

児童福祉法に基づく障がい児支援に係るサービスについては、前期計画においても記載していました。平成28年6月の児童福祉法の改正により、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、第5期障がい福祉計画と第1期障がい児福祉計画を一体的に策定しました。

すべての児童を対象とする一般施策と、障がい児を対象とする専門的な支援施策の相互の連携を強化するため、保育園・幼稚園・こども園、放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れについても記載しています。

サービスの種類	サービスの内容	障がい者計画における個別施策
児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練を行います。	No.37
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作や知識を得ることや、集団生活への適応訓練に加え、医療スタッフによる支援を行います。	No.37
放課後等デイサービス	就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに放課後の居場所をつくります。	No.49
保育所等訪問支援	支援員が保育所などを訪問し、障がい児に対して、集団生活に適應するための支援を行います。	No.37
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	外出することが困難な障がいのある児童の家を訪問し、児童発達支援を行います。	No.37
障害児相談支援	障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障がいのある児童又はその保護者の意向等を勘案し、利用する支援について「障害児支援利用計画」を作成するとともに、更新時期やモニタリング期間ごとに利用状況を検証します。	—

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

① サービスの利用状況

障がいのある児童が施設等に通い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を受ける児童発達支援の利用は減少傾向にあり、計画を下回って推移しています。平成29年9月分をみると、利用実人数は25人、1人あたりの平均利用日数は4日、

延べ利用日数は97人日となっています。年齢別にみると、4歳と5歳の利用が多くなっています。本町においては、児童発達支援事業の利用者のほとんどが町が運営する「いずみの園」を利用しており、療育の中心となっています。

児童発達支援には、児童発達支援事業のほかに、児童福祉施設として定義されている児童発達支援センターがありますが、計画期間中の利用はありません（図表6-1～図表6-5）。

図表6-1 児童発達支援の計画と実績

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
児童発達支援事業	計画	利用者数	人/月	31	32	33
		利用量	人日/月	124	128	132
	実績	利用者数	人/月	29	22	22
		利用量	人日/月	91	87	82

（注）平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

図表6-2 児童発達支援の利用状況

区 分		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
児童発達支援事業	支給決定者数（人）	0	0	2	4	6	9	5	26
	利用実人数（人）	0	0	2	3	6	9	5	25
	1人平均利用日数（日）	0	0	5	6	4	3	3	4
	延べ利用日数（人日）	0	0	9	19	25	27	17	97

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表6-3 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	定員
児童発達支援	いずみの園	垂井町	10人

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

図表6-4 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
児童発達支援	1	2	0	0	3

資料：健康福祉課（平成29年9月利用分）

図表6-5 町営児童発達支援施設「いずみの園」利用者数

単位：人

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
在席人数	20	24	31	28	19	18

資料：健康福祉課（各年4月現在）

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

- 児童発達支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

- 医療型児童発達支援

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

図表 6-6 児童発達支援の見込み

区 分		単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数	人/月	23	24	25
	利用量	人日/月	92	96	100
医療型児童発達支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用量	人日/月	0	0	0

③ サービスの確保策

- 町内の事業所である「いずみの園」を中心に早期療育に対応することができるような体制づくりに努めます。また、広域的な対応により必要なサービス量が確保できるよう努めます。

(2) 放課後等デイサービス

① サービスの利用状況

放課後等デイサービスは、就学している児童に、生活能力向上のための訓練などを継続的に行い、自立を支援するとともに、放課後や夏休みなどの長期期間中の居場所を提供するサービスです。1人の利用を見込んでいましたが、近隣に事業所が急増したことなどから利用実績は大きく上回って推移しており、年々増加しています。平成29年9月利用分をみると、利用実人数は37人、1人あたりの平均利用日数は10日、延べ利用日数は381人日となっています。町内に事業所はありませんが、西濃圏域15事業所、県内1事業と多数の事業所の利用があります（図表6-7～図表6-9）。

図表 6-7 放課後等デイサービスの計画と実績

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
放課後等デイサービス	計 画	利用者数	人/月	1	1	1
		利用量	人日/月	3	3	3
	実 績	利用者数	人/月	8	22	37
		利用量	人日/月	65	238	378

(注) 平成29年度は4～9月分の平均
資料：健康福祉課

図表 6-8 放課後等デイサービスの利用状況

区 分	6歳～12歳	13歳～15歳	16歳～17歳	18歳以上	計
支給決定者数(人)	28	5	7	0	40
利用実人数(人)	27	4	6	0	37
1人平均利用日数(日)	10	15	11	0	10
延べ利用日数(人日)	258	60	63	0	381

資料：健康福祉課(平成29年9月利用分)

図表 6-9 事業所別利用状況

単位：事業所

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計
放課後等デイサービス	0	15	1	0	16

資料：健康福祉課(平成29年9月利用分)

② サービス量の見込み

<国の基本指針>

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

図表 6-10 放課後等デイサービスの見込み

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	41	44	45
利用量	人日/月	410	440	450

③ サービスの確保策

- 利用ニーズが非常に高い事業であるため、広域的な対応はもちろん、町有施設での事業

の実施や既存事業所の事業拡大などを働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

① サービスの利用状況

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等を訪問し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援の計画期間中の利用はありません。

② サービス量の見込み

＜国の基本指針＞

地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

図表 6-11 保育所等訪問支援の見込み

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	0	0	1
利用量	人日/月	0	0	1

③ サービスの確保策

- 広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大などを働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

児童福祉法の改正により、居宅訪問型児童発達支援は平成30年4月1日から適用となります。居宅訪問型児童発達支援は、障害児通所支援を受けたくても外出することが困難な重度の障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

① サービス量の見込み

＜国の基本指針＞

地域における児童の数の推移、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な1人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

図表 6-12 居宅訪問型児童発達支援の見込み

区 分	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	0	0	1
利用量	人日/月	0	0	4

② サービスの確保策

- 利用者の多様なニーズに対応できるよう、広域的な対応はもちろん、既存事業所の事業拡大を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。

3 障害児相談支援

① サービスの利用状況

障がいのある児童が障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画の作成および見直しを行う障害児相談支援の利用実績は、計画を大きく上回って推移しています。町内事業所としては、(福)あゆみの家が行っている「ゆう」があります。平成29年9月末日における利用者は49人となっており、うち7人(14.3%)が町内の事業所を利用しています。また、利用者本人や家族等が作成するセルフプラン利用者は17人となっています(図表6-13～図表6-15)。

図表 6-13 障害児相談支援の計画と実績

区 分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	計 画	利用者数 人/月	2	2	2
	実 績	利用者数 人/月	6	9	9

(注) 平成29年度は4～9月分の平均 資料：健康福祉課

図表 6-14 町内における地域資源

サービスの種類	事業所名	法人名	対象障がい				
			身体	知的	精神	児童	難病
障害児相談支援	ゆう	(福)あゆみの家	○	○	○	○	

資料：県障害福祉課（平成29年9月1日現在）

図表 6-15 支給決定者数内訳

サービスの種類	町内	西濃圏域 (町内以外)	県内 (西濃以外)	県外	計	(参考)
						セルフプラン
障害児相談支援	7人	42人	0人	0人	49人	17人

資料：健康福祉課（平成29年9月末時点）

② サービス量の見込み

＜国の基本指針＞

地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

図表 6-16 障害児相談支援のサービス量の見込み

区 分	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用者数	人/月	11	13	15

③ サービスの確保策

- 新たなサービスの創設や既存のサービスの利用増に伴い、障害児相談支援の利用増が見込まれることから、既存事業所の事業拡大や介護保険事業所に参入を働きかけるなどにより、必要なサービス量の確保に努めます。また、現状セルフプランを利用している人が適切にサービスを利用することができるよう相談支援体制の強化に努めます。併せて相談支援の質を確保するために、基幹相談支援センターの設置に努めます。

4 子ども・子育て支援

(1) 保育所等の障がいのある児童の受け入れ

現状、障がいのある児童もない児童も一緒に保育を行う「統合保育」を町内保育所全園で実施しています。

今後も障がいのある児童に対する加配保育士の配置や職員への研修、町児童発達支援専門員の派遣による専門的な支援などにより更なる障がい児保育の充実を図ります。

また、保育所等のバリアフリー化を図り、受入体制の整備に努めます。

(2) 放課後等健全育成事業の障がい児の受け入れ

放課後等健全育成事業については、障がいのある児童が利用できないことがあるため、研修等により職員の専門性を図り、障がいのある児童の受入が可能となるよう体制整備に努めます。

VII 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 垂井町障がい者自立支援協議会

垂井町障がい者自立支援協議会を定期的に開催し、「第3次垂井町障がい者計画」と併せて本計画の進捗状況の把握と評価を行います。

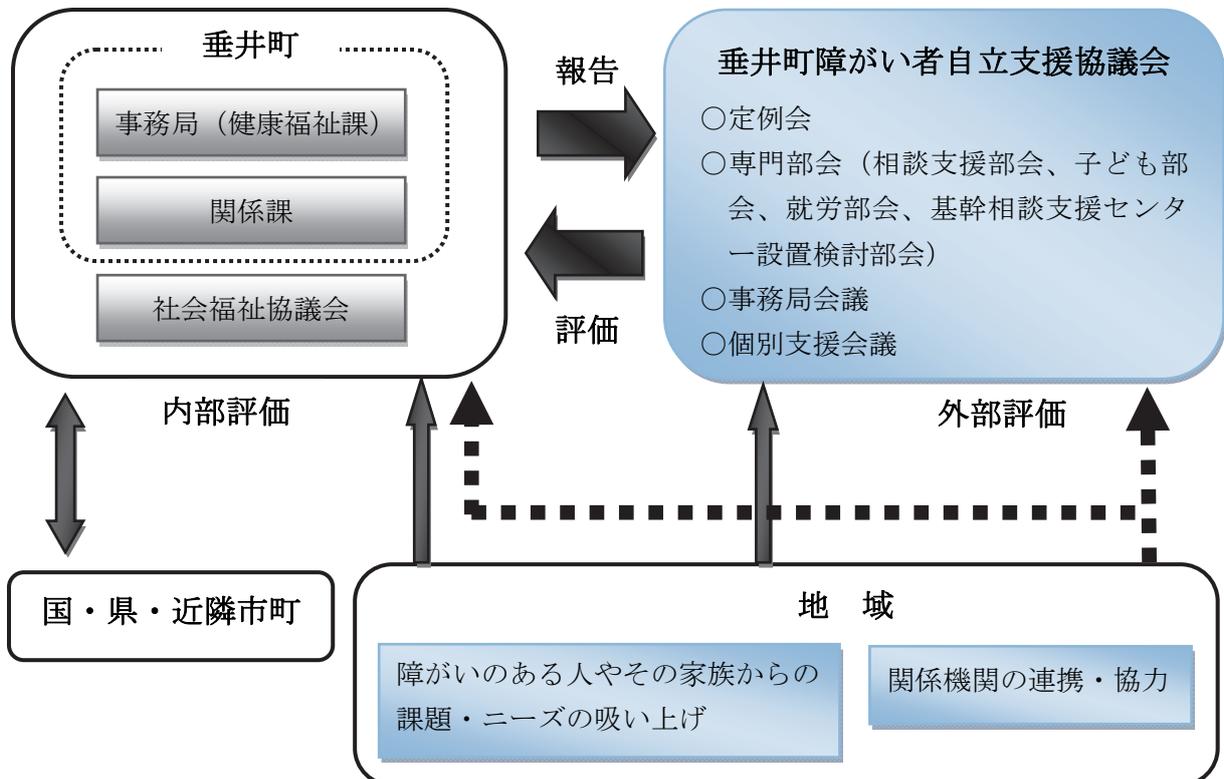
(2) 庁内体制

施策は相互に関連するものもあるため、関係課が連携して取り組み、施策の総合的な推進を図ります。

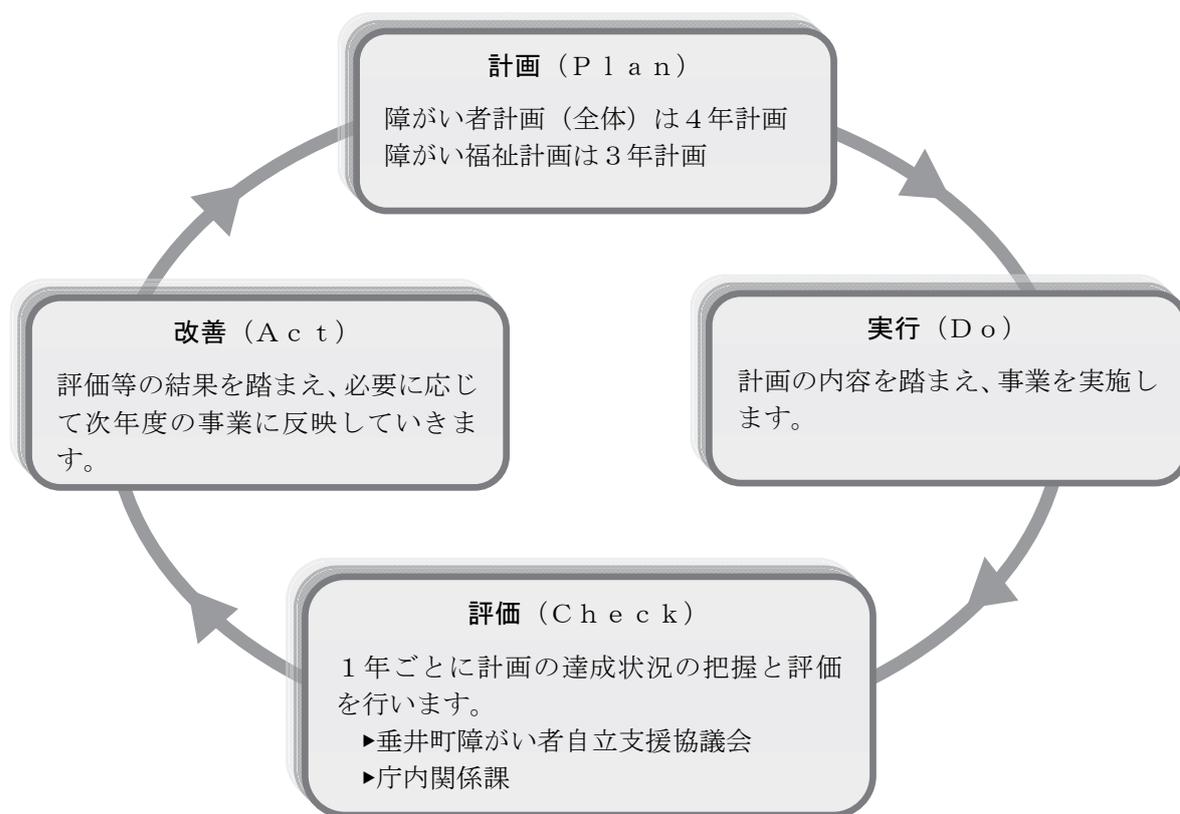
(3) PDCAサイクルの活用

垂井町障がい者自立支援協議会における本計画の進捗状況の把握と評価についての協議をPDCAサイクルに位置づけ、分析評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表7-1 計画の進捗管理体制



図表 7-2 計画の進捗評価イメージ（PDCAサイクル）



2 計画の広報と地域福祉の推進

障がいのある人や家族などの当事者、福祉・教育・医療・就労などの関係者はもちろん、住民すべてに計画を理解してもらい協力を得る必要があることから、ホームページなどを通じて計画の周知を図ります。

基本理念として掲げた「地域ぐるみで支えあう町づくり」の実現は、障がいのある人とその家族、関係者だけでできるものではありません。地域住民が障がいの特性と障がいのある人を理解し、当事者、関係者、サービス事業者、行政が協働して推進していきます。

3 関係機関等との連携

広範囲にわたる障がい者施策を推進するため、庁内だけでなく幅広い分野における関係機関・団体等との連携を図り、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、高い専門性を必要とする相談や療育、就労支援や地域移行などの課題は、町単独での解決や充実がむずかしことから、西濃圏域、近隣市町と協力して推進するとともに、改善点や必要な支援について、県や西濃圏域の自立支援協議会と連携しながら国および県に対して要望していきます。

資 料

1 計画策定経過

年 月 日	事 項	内 容
平成29年10月24日	○第1回垂井町障がい者計画等作成審議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期垂井町障がい福祉計画の実績報告について ・第5期垂井町障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の概要について ・第5期垂井町障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画策定に向けた今後のスケジュールについて
平成29年12月20日	○第2回垂井町障がい者計画等作成審議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期垂井町障がい福祉計画（案）及び第1期障がい児福祉計画（案）について
平成30年1月12日	○県への意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期垂井町障がい福祉計画（案）及び第1期障がい児福祉計画（案）に対する県からの意見聴取 （1月31日「特に意見なし」の回答）
平成30年1月17日～2月16日	○パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ロビー、町中央公民館（情報公開コーナー）、各地区まちづくりセンター、タルイピアセンター、町文化会館または町ホームページで閲覧可能 （意見提出件数：0件）
平成30年2月28日	○第3回垂井町障がい者計画等作成審議委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告及び町の考え方について ・第5期垂井町障がい福祉計画（案）及び第1期障がい児福祉計画（案）について
平成30年2月28日	○垂井町障がい者自立支援協議会 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期垂井町障がい福祉計画（案）及び第1期障がい児福祉計画（案）について意見聴取

2 垂井町障がい者計画等作成審議委員会名簿

任期：平成29年3月1日～平成31年2月28日

氏名	組織・役職名	区分
◎田口道治	(福)あゆみの家 総合施設長	福祉関係者
○三浦和真	岐阜県身体障害者福祉協会不破支部 代表	住民団体関係者
松岡明美	(福)垂井町社会福祉協議会 事務局長	福祉関係者
谷口博昭	(医)清澄会 不破ノ関病院 事務長	保健医療関係者
酒井孝子	垂井町民生委員・児童委員協議会 会長	住民団体関係者
西川真美	(医)静風会 せせらぎ 管理者・相談支援専門員	福祉関係者
山下美智恵	西濃障がい者就業・生活支援センター 所長	福祉関係者
木全豊	垂井町教育委員会 学校教育課長	教育・行政関係者
佐竹まみ	垂井町在住障がい者(児)を持つ親の会 こいのぼり 会長	住民団体関係者

◎委員長 ○副委員長

**第5期垂井町障がい福祉計画
第1期垂井町障がい児福祉計画**

平成30年3月発行

発行者◇垂井町

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1

電話 0584-22-1151 (代) FAX 0584-22-5180

編集◇健康福祉課
